

平成17年第2回瑞穂市議会定例会会議録(第3号)

平成17年6月8日(水)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松野光彦
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

議長（土屋勝義君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

16番 棚瀬悦宏君の発言を許します。

棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 皆さん、おはようございます。16番 棚瀬悦宏でございます。

これから一般質問をさせていただきます。

質問事項は皆さんのお手元に配付してあります。1点目は市民協働について、2点目は市の普通財産見直しについて、3点目は下水道施策について、以上です。

1点目の市民協働について、まず初めに質問させていただきます。その後、質問席へ戻って質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

今、依然として厳しい経済情勢が続いておるということで、特に少子高齢化社会への対応や、行政に対する市民ニーズがますます高度・多様化していると言われておるわけでございますが、これからは地方分権にふさわしい各自治体に変貌しようということ、各自治体はみずから決定して遂行していこうという姿が見られるわけでございます。これからは基本的な施策を掲げて、市民と行政との協働のまちづくりが必要かと思っております。瑞穂市においても、市民主体のまちづくり、人が触れ合う協働都市の創造という施策が建設計画の中でうたわれてあります。県では、平成16年3月、16年以降5年間の指針となる「県民協働宣言」が策定されました。この県民宣言が活用されて、県内各地で自立に向けて取り組みがなされておるわけでございます。そこで、これらの問題についてお尋ねしたいと思っております。

まず初めに、3月の定例議会での市長の所信表明で、FMわっちと提携して市民の立場からの情報と話題提供を行い、町における協働意識の醸成を図りたいとこのことでありましたが、昨日も篠田議員、また熊谷議員等が市民によるものは何かという意見を聞きたいというような御意見もあったかと思っておりますが、市民による市民のための政策を推進される上で、住民の意見の反映を保証する制度が最近よく導入されておりますが、特に難しい言葉で言いますと、パブリックコメントとかいって、コメント導入をしようという中で、一つのまちづくりの姿にしてい

こうという市民の保証制度のようなもので、そういうことを政策に策定していこうという意見があるわけですが、その辺のところの市長のお考えを、まずもってお聞きしたいと思います。戻りますのでよろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 棚瀬議員の市民協働ということでございますけれども、近年の社会潮流を受けまして、まちづくり等、地域住民のかかわり方が変化しつつあることは御存じかと思えます。すなわち、これまでのようなトップダウン型のまちづくりから、本来のまちづくりの主役であります地域住民がみずから考え、提案するボトムアップ型のまちづくりを進めることが重要となってきております。特にこれからのまちづくりにおきましては、ハード面の整備だけではなく、ソフト面も含め地域住民が担うべき役割が高まることが予想されることから、市民がみずからの地域のまちづくりを自主的に考えて、みずから行えることは自主的に活動し、不足している部分を行政に提案するというスタンスが必要であるかと考えております。このためには、これまでのような「あれが欲しい、これが欲しい」といった今までの陳情・要望型の住民参加ではなく、自分たちの地域はこういうまちづくりを目指したいから、自分たちはこういうことを行うべきだ、行政はこういうことを支援するべきだという提案・実行する型の市民参加をはぐくんでいくことが、これからのまちづくりに欠かせない重要な要素と考えておるところでございます。これらのことを踏まえまして、市民の市政への参加は必要不可欠でありまして、市民協働につきまして積極的に推進していきたいと考えております。ただその手法としまして、パブリックコメント制の導入についてはすぐに導入というわけにはいきませんが、検討・研究の必要はあるかと考えておるところでございます。

〔16番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） そのようなお答えが出るかなと思って聞いておりましたので、十分ではないんですけども、私の意図するところは、県が出されていることを本当に解釈をするという考え方ですね。やっぱり県が出された協働宣言というのがあるわけですが、その中で、本当に僕も重要だと思うんですが、これからは自立していく市民であるということを前提にということだと、そういう施策というのは、過保護的な施策から自立支援施策へ変換していく必要があると。そういう転換をしていくというのがこれからの分権社会の時代だと、そういう社会だということで、市民生活型の社会を成就していこうと県がやって、そういう宣言を起こしておるんです。特に、私が気にしたのが、その中の福祉政策についてというもので、県民の主役の県政改革の推進というところの例示があるんですね。健康政策は何やとか、それにはどうしたらいいとか、環境政策はどうしたらいいか。特に、今、敬老会の話が出ておるので、私も前から、敬老会の福祉政策が根本からこういう政策だからこうだよと言ってもらうとありがた

いなと思って、私は厚生常任委員会でいつも思っておったことで、方向がどうも皆さんの受けとめ方が違っている。その辺のところ、県の政策の中には高齢者・障害者などの弱者を支える政府の支援に依存しがちな福祉は、政府を怙恃というシステムに今まではなっている。今後は政府による基本に、これらの人々を弱者としてではなく重要な地域社会の構成員と言うんです、弱者を。そういうことで施策を練っていけと言っておるんですね。そういうことをはっきり意識されておるのか、県の政策をしっかりと読み通されて、そのつながりの中でやっていかれるかという問題もあるんです。地域においての支え合うシステムということで、そういう支え合うシステムになっていくんだと、そういう自立支援のシステムに、共助型に補完的に臨みますと、ちゃんと例示にも載っておる、健康政策にも載っておる。これはホームページを見ていただくとわかりますが、県民主役の県政改革のこれからの政策の中にちゃんと載っているんです。これが一つの協働宣言の県政の骨格を成す型だと思っておりますので、特にそういう改革のところを全部読んでみますと、すばらしい、これからの施策は三位一体改革もありますので、そういう施策を練っていけと。地方と県がばらばらの施策ではなく、そういう施策はどう思っているのか、もう一遍お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 県の「県民協働宣言」という冊子がこのようにできております。私もこれを見させていただいたわけですが、できるだけ住民と直にいろんな事業を進めていくときには、その地域の方とお話をしがてら進めていきたいと、かように思っております。その一例としまして、ことしから始めたわけですが、仮称でございますが、本田コミュニティーの建設に当たりまして、その敷地の面積をどれくらいにしているかとか、どのようなネーミングといいますか、コンセプトとしていいかということをお話申し上げて、本当に地域と一緒にいこうという格好を現在とっているわけですが、ここで、もう二、三回会議を進めてまいりましたけれども、今後、こんなようなことをどんどん取り入れて行政に生かしていきたいと、かように考えております。

〔16番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 行政に取り入れていきたいと、どこの市町村でも地方分権の姿というのは、議会でもそうですけど、二代表制とは何やともう一遍見直せと、それから議員提案、地方分権の中にはそういう議会改革も載っておるわけです。それから、市町村も合併等をして新たな自治体をつくるということで、その自治体は、もうお金で物事をするんじゃなくて市民からのそういうものを吸い上げて、議会もそうなんですけれども、一つの型となって二元制を維持していこうという、分権改革の条例等の中にもちゃんとそういう定義があるわけですが

ますので、そういう施策を練るのには、議員は市民から負託された議員である、市民の負託と言われるんですけど、これはちょっと間違いが多いんですけども、それは個人の市民かどうか、その辺のところはまだそういうことを言わなくても私の考えといった方がいいようなところもあるんですが、特にそういうような時代に係ってくるので、何とかひとつ市民の意見、パブリックコメントのような制度を取り入れて、市長も政策形成の中で素晴らしい案が出てくるといことだったら自信を持って言ってください。そのかわり議会は何やとなると、議会は弱い面も出てくるかもわからん、あんた、これは市民から出した政策だよと、あなた方が言ってもだめよということではない。やっぱりともども同じような考え方になると思う。そういう問題点もあるんですけども、それはこれからの討議だと思いますが、そういうまちづくりの条例等で、政策の担保となるパブリックコメントの制度をつくっていただくと、昨日皆さんがおっしゃっていたことがおのずとわかるのではなからうかと思しますので、県民の協働宣言をよく、本になっているので、その辺のところをよく読んでいただくと素晴らしい統一した一つの流れが市町村にできると思いますので、そういうことをよく研究してください。よろしく願います。

それから、もう一つお尋ねしたいのは、みずほ公共サービス株式会社がやられるというのは、私は一番初め、去年の6月に問うたのは、株式会社にしてくれというのは、要は協働で、市民からサービスをやってほしいという考えで、私はサービスはやっぱりそういうところに置かないと、市だけがぼんぼん、ぼんぼんとやっておるだけではなく、下から、ああサービスはお互いやるんだなということ協働の意味で、協働を必ず宣言してもらった姿でやっていただきたいと思ってつくってくださいと申し上げておるので、これは、ただ行政改革の中のサービスだけではないと、これからの時代のサービスだと思っておりましたので、その辺のところはどう思ってたのか、ちょっとお尋ねしたいなと思います。よろしく願います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の棚瀬議員の御意見は、私どものまちづくりで考えております考え方と非常に一致する点多うございまして、私ども非常に感銘を受けながらお話を聞いておったんですが、今度の株式会社みずほ公共サービスの設立につきましても、基本的に考えていることは、できるだけ市民の多くの方々に行政の仕事をお手伝いいただきたいという一つの思いがあるわけでございます。ただ、行政のやっております仕事の中には、御存じのように、特に個人情報管理という非常に大きな問題がありますので、やはり運営につきましてもの基本的な考え方については、管理というと語弊がありますが、見ていく必要があるというふうに思っておりますので、市が100%出資という形をとらせていただいたわけでございます。運営につきましては、今のお話のように、市民の皆様方にできるだけ前面に出てやっていただきたいという思いでありまして、社長も外部から求めたというようなことでございます。

とにかく、まちづくりは市民が協働で参画するということではなしに、主役で進めていただきたい。ただ、行政に一つだけ、市民の皆様方がまちづくりを進めていただくときの、いろいろと検討していただく考え方というものを提起する義務があると思います。それは、現時点の視点だけでとらえることはできないわけです。まちづくりというのはやはり10年、あるいはもっと極端なことを言いますと、20年、30年先の社会がどうなっていくか、そのときにどんなまちにしておくのがいいのかというところから考えていかないといけませんので、そのあたりの視点というものについての素材というものをしっかりと提起をして、いろいろと考えていただくというための土俵づくりというのは私どもの責任ではないかと、こんなふうにも思っております。

〔16番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） これは政策の問題ですから、意見をずうっと言って皆さんで問わなあかん問題でございますので、あまり深く問うと茶の木畑へ入ってしまうといけませんので、まずもって、特に高齢者の福祉の政策でも我々が知らぬうちに敬老会を見直せと言っておっても、自立の社会において本当に介護でも何でもそうだけど、もう年寄りの金ばかり要ってくる、介護が上がってくる、保険が上がってくると言って、老人会の連合会長といろんな話を前に話していたんです。私も厚生常任委員会だったから、その政策はもう金の問題じゃないと、要は自治会でやるのも協働のために金を出すんだという、協働を意識して出すべきであったとおるんです。それから、敬老会の老人の役員の方々が言われるのは、老人会の連合会へ行きなすと、敬老会と言ってくれるなど、おれらはもう社会的弱者やないぞと、そんなことを言う時代やないのに何を言っておるんやと言われて、私も頭下げて、老人福祉法を見てみよ、そんなもの今の時代でそんなものやってみよと。若い方の方へ、老人の方が言われるんだよ、もっと子供の生まれるところへ金があったらやってくれと。おれらは自立して元気でおれる政策を組んでくれればいいんやという話だったんです。やっぱりそういう流れがあることをしっかり基本におっしゃっていただかないとみんな迷う。敬老会を上げてしまえ、あれを上げよと、もう上げるような状態になってしまう。そういうことのないように、根底の物の考え方をしっかりやるには、やっぱり協働宣言を上げて、協働ですべてやっておるといふ県の宣言と同じように、岐阜市でもやっておると思うよ。岐阜は都市宣言をしておると思うね、そういう協働都市の。どこでも大体やっておるところは多いと思います。その御提言を申し上げまして、この課題については終わりたいと思います。よろしく研究してください。

第2点目でございますが、市の普通財産の見直しについて。

市の普通財産が有効活用されていない不要な土地というのか、私は端的にわかりやすく不要と言うんですが、使っていないとか、きのうの若園議員の質問の中では未利用地ですね。未利

用地はありませんかといったらあるというようなことでございますし、不要な土地というのは、私どもは、特に瑞穂市の中では、開発公社問題があってから、土地の処理問題で最後まで合併するにはいい土地にして、巢南の皆さんに迷惑をかけるといかんで、しっかりして土地処理委員会で決めていこうということで土地処理委員会をでかされて合併に臨んだんです。まだごたごたはあるけれども土地処理問題を渡した。そういう土地処理委員会で決めた土地があるということはおわかっておるけど、それははっきり議会もみんな知っておることですからいいけど、そういうものの中でも処分ができるのではなからうかと思えますし、また、公募で競売とかで処分ができるものがあるんじゃないかというふうにお尋ねしたいんですが、ただ、旧巢南の方の土地がどうなっておるか。この前から、二、三名の皆さんから情報をいただきまして、私は瑞穂市のことだけで問うておったんですが、特に巢南の方に農地があると言われたので、これは何だというふうに私もいきり立ったわけでございますが、その辺のところから疑問点をお尋ねして、今の処分があるのかどうかというお尋ねに答えていただきまして、よろしく願います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問にお答えをいたします。

御指摘をいただきましたように、市が保有しております公有財産のうち有効活用がなされていない、いわゆる未利用地は点在いたしております。これは過去におきまして、昭和47年6月に制定されました公有地拡大推進法に基づきまして、全国の市町村が公共用地の先行取得を行ってきたということでございます。この法律に基づきまして、土地取得が容易にできるメリットを生かして先行取得を行ってきたということでございます。しかしながら、これまでその計画された事業を予定どおり進めることが不可能になったとか、社会情勢の変化によって計画を余儀なく変更させられることになったとか、いろんなケースがあるというふうに考えております。

最終的には御指摘をいただきましたように、将来にわたって利用目的がなく、保有していても利用の見込みがない土地につきましては処分を考えております。改めてその土地ごとに有効利用はできないかということで検討をさせていただいて、利用が図れない土地につきましては処分をしまいたいというふうに考えております。以上です。

〔16番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） ありがとうございます。

私、本当にわからないんですよ。農地があると聞いたんで、農地というのは公の官が持てるものかどうか、農業基本法の中にもちゃんとあるんです。農業を耕作する者でなければ持てないと思っていた。市が耕作するんですか。そういう農地があれば、どうしてどうなったかとい

う話をこれから順番にお願いしたいと思いますが、どうなるのかなと、その意味がわからない。
議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘をいただきました土地は、旧巢南の田之上地内にあります農地のことだろうというふうに思っております。この土地につきましては、平成4年に旧巢南町の土地開発公社が保有していたものを巢南町が再取得をしたということでございます。当初の目的どおりに事業を進めることができなかったということで、その後、平成6年に土地利用計画の見直しが行われたということで、この地域は企業誘致地域に指定されたということもございまして、公共用地にそぐわないという結果になって現在に至っておるということでございます。この土地につきましても、これからの措置といたしましては、行政財産として目的に沿って計画を進めることができない場合は、農地としての確な農家に譲渡をするか、また転用事業者に譲渡するかという方向づけを行ってまいりたいというふうに思っております。要するに、目的に沿って処分したいというふうに思っております。以上です。

〔16番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 目的に沿ってやられてもいいけれども、ただ金額等が、公社の問題というのは全国どこでも、多くはバブルのときに高く買って今は安いというのが現状なんです。そういうことをつづいてくると大変なことになるんです。そういう塩漬けの土地があるんですな。穂積の場合は高いときには動かさなかったということで金額的には問題ない。ただ巢南の方はどうかという問題、今の実勢価格と価格が違う部分、相当の差がある土地が多いんではなからうかと推測するわけですが、いかがですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘のとおり、かなりの差が出てくると思っております。当初、所有者から取得をいたしました当時は、かなり金利とかそういったもの、そしてまた、バブルの崩壊によりまして土地の単価がかなり下がっておりますので、そういったところは覚悟しなければならぬというふうに考えております。以上です。

〔16番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） これはどっちにしても農地法違反なんです。どんなことをやっても、結局耕作していない者が持っておるんですから、農業委員会にかけられたらまあまあということになって、どこの田舎でも農業やってみえる方はまあまあの勝手に農業委員会を開かれるのは昔からそうなんです。最近はそうでないかもわからないですけど、まあまあこのまま通していけと。そして、旧巢南の方は公社で農地を持ってみえる方が少ないぐらい、まあまあやっていらっしゃったんやないかなと私は思っておるが、それはいかがですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 土地の取得につきましては、当時の旧巢南町の事業計画に基づいて取得してきたというふうに考えております。甘い部分とかそういったことについては私ではちょっと答えられません。

〔16番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） こういうことは過去をどうのこうのと言うと本当につらいんですよ。あまり言いたくないのが私の心情ですけど、やはり土地を売るといのは財産処分ですから、財産処分というのは議会の皆さんの承認を得て一致しないとあつたり何かはやれないという気持ちがあるんです。値段が高いのを安く売ったら何をばかというふうになるから、いろんなことでつつかれる部分があるので、これはもっと追及しなきゃいかん問題である。私自身はこれでおさまらないところがあるんです、よくわかっているから。特に開発公社というのは、利用目的があつての買だったと思う。昔は、何でもいいで買っておけというようなこともそこらじゅうのところでやられたけど、そんなことは今は許せる時代じゃないので、そういうまあまあという何でもいいで田んぼでもいいで、買って公社の名前をつけておけと。

もう一つお尋ねしますが、嘱託登記という得意技、皆さんは知らないけれども、農業委員会にかけんでも得意技で登記できるというものを悪用されたらどうしますか。そういうことはありませんか。ちょっとお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 嘱託登記の制度につきましては、公共用地の取得に関してということでありまして、それを目的以外に利用したとか、悪用という言葉が言われましたけれども、そういったことはなかったというふうに思っております。

〔16番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） そういう話をされると問題なんです。やっぱり虚偽登記なんですよ。目的がなかったら何でそれはやれなんだということなんです。虚偽登記になっちゃう、そんな言い方されたら。やっぱり目的に沿ってやったけれども、順番にやっていったら世の中の状況が変わってきたと。嘱託登記というのは簡単に町に寄附していただいたとあって、ぼんと印鑑を押して、昔そういうことがあったんです。そういうことがわかっているんで、そういうことで流していこうと思うんだけど、この土地は何筆あるんですか、農地は。僕は瑞穂市のやつはあつてもごたごたとしたやつは処理するということで、議会等々の話し合いで終わったと思っておるんですが、巢南に相当あるんですかね。もう少し数字的にお願いしたい。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 農地だけということですので、ちょっと申しわけありません。普通財産だけの資料しか今手元にございませんで、農地だけというのはまた後で報告させていただきます。

〔16番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 先ほど言われた田之上の土地ですね。初めははっきりした公共物の目的があって取得したということですが、それから公社というのは未完成の土地なんですよ、公社で扱っておるといのは。完成して市に渡っておるんやね、それが開発公社の取引上の中の内部の取引だと思っんです。これは昔開発公社にありましたので、その辺は頭から浮かび出たらそうじゃないかなと。完成したものを市に渡す。完成しておらんうちに市に渡したということになる。何も事業がはっきりしていないのに市に渡してしまうと。それが事業目的のはっきりしていない、市が持つておる土地だということ、いろんなことが不備になったら、言われれば言われるほどいろんな問題が出てきてしまう。これはお互い議会の中でも、そういうことも知っておるでいいけれども、知らない人から見たらもっとやれとなりますよ。やっぱりこういう問題が出た以上は、処理することは、安く売するには皆さんに相談せないかん。何もなぶれないということじゃない、今の状態では。そういうことになってしまうような考え方ができるんやね。内緒でこそこそやるとまたいろんなことを言われてしまう。そういう問題もありますので、やっぱり全部公表しないといかんと思う。公表する場をどこでやるかということ、これは秘密のものはあるのかどうか、その辺のところはどうですか。やっぱり秘密性は出てくるんですか、議会の中の。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘の件でありますけれども、私ども秘密にするといったことは考えておりません。このことについては改めて上司と相談をいたしまして、検討を加えて、処分の方法、そして議会に対してどういう方向で公表していくかということにつきましては、上司と相談をしてまた御連絡を申し上げたいと思います。

〔16番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） やっぱり農業委員会は、市に土地を持ったらあかんということはわかっておるんですね。農地法の違反のやつはまあまあで行くのか、まあいいよと、仲間やでいいかということかな。そんな姿は農家の部落意識だったらそれでいいけれども、議会はそうはいかんので何とかせなあかんと思う。今度から合併して一つの形態が地方分権の力でということになると、はっきり打ち出さなあかんのじゃないですか。それで農業委員会はどう思っているんですかね。農業委員会にはかけたけど、いろんなほかの土地、今の土地は一つだけだけ、

全部そういうことは知っているのか、ちょっとお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘のありました田之上の土地については、農業委員会に既に協議を申し上げておりますけれども、そのほかの土地についてはこれからということでございます。

〔16番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） これは問題が多すぎる、申しわけないですけど。私も知り尽くしておりますので、問題が多過ぎるので、これは買ったときの値段からだれがどうやったんやとかいうようなことまで追及せないかん。もう合併したでいいよと、前のことはどうでもいいよということなのか、私らが引き継いだときにはマイナスの財産でもプラスの財産でも引き継いでいくという、何でも引き継いでいくというのが条件だったので、引き継いだのは当たり前条件だったけれども、精査して受けてはあかんよということはやりませんので、みんな引き継いだ、どぼんですから、どぼんの中で話をするということは、私どももどぼんに入って話をしたらいいけど、知った以上はそうはいかないよという気持ちでありますので、そういう未利用地の事業目的がはっきりしないのに、どうにもならんような土地は売却するならするということで、市長、議会はどこまでも探したいという気持ち、徹底的にいきたいという気持ちになると思うんで、議会人というのは。その辺のところの調整で一つ一つ言えばわかったよ、わかったよとなるかもわかりませんが、そういうものを知った以上はどういう処理をしていったらいいか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 市の所有しています土地の未利用地の問題は、今、棚瀬議員の御指摘のようなことも含めているとあります。ただ、未利用地で一くくりにしてしまっただけですべての土地を見るということもあれですので、ちょっと申し上げますと、未利用地の中には手続上きちんとした手続が踏まえていないという未整理の土地、そういう性格を持っている土地と、それから合併以前に使用目的で取得しておりました土地が、合併した後のまちづくり計画の中で見直していくと、この土地は市としては不必要だというふうに判断せざるを得ない土地というものと、それからもう一点は、今度、赤線・青線が国から各自治体に管理を移管されまして、これも結局市の財産になるわけでございますので、この赤線・青線という形の土地というものが、あります。その辺をどういうふうに整理していくかということでございまして、私どもとしては、現在普通財産にありますだけじゃなしに、行政財産になっております土地も含めて現在どのような状態にあるのか、そしてその土地は今後とも必要なかどうなのかということも含めて検討させております。そして、順次、それぞれの土地につきまして、有効に生かしていくこ

とを考えたいと思っています。有効にということは、市が使うということも有効でしょうし、またこれをお金にかえてほかの事業に展開していくという処分の仕方も有効ということになるのかなと思います。

それから、未整理の土地で農業委員会との絡みのお話がありましたけれども、農業委員会にこの未整理の問題について整理の手続をお願いする場合には、どういう目的でどういうふうに整理していくかということ。ただ転用が残っておったで頼むよではだめですので、その土地をどういうふうにしていくのかということをしちんと踏まえて、その方向が決まったものから順次御相談を申し上げていくという手続。当然その段階におきまして、農業委員会からは今まで何でもほかっておいたということでおしかりを受けております。今の御指摘の土地につきましても、非常に恥ずかしい話でございますけれども、市といたしまして農業委員会にてんまつ書を提出させていただいております。そんな形で、農業委員会そのものは非常に厳正にやっておられますので、先ほどのお話はちょっと違うと思いますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

それから、今は市の所有しております土地だけのお話でございますけれども、もう一つ私どもが十分に考えておかなければならない問題としまして、市が借地をしております土地の問題がもう一点ございます。現実の問題として、例えば申し上げますと、合併以前には、巢南町が借地をしますときの借地料金を農地並みの評価で借地料金を設定しておられましたものを、私どもとしては、現況から見て農地ではないということで見直しをさせていただきました。だから借地料金も見直させていただきますと同時に、申しわけございませんけれども、固定資産税も見直させていただきました。これは当然だと思いますけれども、そういうふうにいるんことをきちん整理をしていく必要があるというふうを考えております。ですから、土地の扱いにつきましては、私ども財政課を中心にいたしまして、全体的にきちんとした一定のルールにおいて進めていくという形でいろいろと検討させておりますので、その段階におきまして、いろいろと土地の取り扱いについて御相談申し上げなければならぬ事項が出てきましたときには、その都度お諮りをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

〔16番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 追及すれば農地法の抵触することばかりだと思います。農地自体を持っておることがおかしいということですから、それを議会側が知った以上は、そういう委員会を設定して、そういうことがあるときにその処理の仕方をこうするがいいかなとかやっついていかないと、値段の関係とか公募するにもできないし、必要でないのかどうかということをお尋ねしたんですが、市長、穂積町がやっていたような土地処理委員会とか、また議会側で特別委員会を出すのかとかいうことになってくると、どうでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） この問題は、前の穂積町のときの土地処理委員会で扱いました土地の問題とはちょっと性格が違うかと思います。ですから、私としては一つ一つ出てきました問題につきまして、逐一御相談申し上げるといふか、御審議をお願いしていくという形で処理させていただければいいんじゃないかと思いますけど。

〔16番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） これは、あとは議会の中で話し合うことでございますので、それはいいと思います。本当に追及していくのかどうかということは考え方の見解ですから、利用目的のない土地が存在するのはどこまでも追及したいという気持ちですということ、まず終わります、これからは議会側はどうするんやと話していきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは第3点目、下水道施策についてでございますが、下水道は、旧穂積町においてはコミュニティプラントが施工されまして、旧巢南町においては、農業集落排水とか特定環境保全公共下水事業で処理されておるわけでございますが、これらの下水については、いろんな面でメリット・デメリットがあるかと思いますが、そういうことを踏まえまして課題を2点ばかりお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

1点目は、合併時に調整された受益者負担のことでございますが、旧穂積町のコミュニティプラントの場合は受益者負担が15万円であったということ、それから巢南の方は公共特環、それから農業集落排水、特定環境保全の場合は35万円ぐらいだったと思うんだな、それが一律瑞穂市の15万円に受益者負担を合わされたということで、合併協議でなされたんですが、それで今の段階では、こそくな考え方をしないでもないんですね。旧巢南の方は35万円から20万も受益者負担を少なくされて、公共枿もこちらはつけず、向こうはつけているそうなんです。そういう不公平さが生じておるんです。それも下水はまだ穂積は悪いというようなことであるわけでございますが、公共枿をこっちは取りつけ、こっちは取りつけないよというような内部調整の問題が、我々は実際にコミュニティプラントの地域の者から見たら、何でそんなひいきをするのといつて、不公平さがあるので、そういう条件はわかっておるんですけども、ただ向こうの35万円の方が15万円になって、20万も安くなったで本当にありがたいなと思うだけで、私どもは何やったなということ。その辺のところ、もっとほかに公共枿以外で何か内部調整課題があるのかどうか、ちょっとその辺お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 棚瀬議員の今の合併調整についてお話をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、瑞穂市はコミプラ、農集、特環の3種類の使用による汚水の処理をし

ております。合併調整時でございますが、農業集落排水が平成9年より供用開始され、コミプラが平成15年4月に供用開始、特環が工事中でありました。

御質問の1点目、分担金の調整につきましては、西地区の特環につきましては、合併後、上下水道事業運営審議会を設置し調整することでありましたので、平成15年10月9日、第1回目の会議を開催し、分担金、私道等の取り扱いについて5回にわたり審議をしていただきました。

受益者分担金につきましては、コミプラ、農集、特環等整備の方法、または地域の状況により建設費が左右されることになるなどから、処理区ごとに別々の受益者負担金を考えるのか、また下水の処理方式が変わってもサービスを受ける受益者から見ればサービスは同一であり、このことが審議の中心でありました。受益者負担金につきましては、別府地域のコミプラの負担金で統一いたしました。農業集落排水、特環で考えられておりました減免制度は全廃いたしました。

公共柵の設置につきましては、下水道管理設時に同時に行う方法と、取りつけ管までの2方法が考えられますが、前者は特環で西地区、後者がコミプラ別府地区であります。公共柵の設置につきましては、別府地域では住宅密集地で宅内改造に合わせなければ設置できない住宅や、許可なく接続されることを考え、取りつけ管まで施工することで決定をいたしました。下水に接続されるときに市費にて公共柵を設置しておりますので、特環とコミプラでは公共汚水柵の設置につきましては、両方とも市費でございますので、御理解を賜りたいと思います。

〔16番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 時間が来ますので、2点目でお尋ねしたいと思います。

コミュニティ・プラントの終末処理場、これは私の地元でございます。取りかかるときから大変な苦勞をして、反対も食らったりいろんなことをしてやって、本当に並々ならぬ苦勞に陥ったという場合もあるし、いろんな面で近くの方が視察に行ったり、それからこんなところ臭いとおれら出ていくぞといえは出ていくぞというようなことばっかで、本当に対策というのは、あとどうなるかなあというときもあったわけでございますが、そういう終末処理場が市街地にあるわけですね。私はそのときに、市街地にそんなものでかしたらあかんのかなと思っただけでも、穂積町の重要施策の中の皆さんの意見のトップレベルにあったのが下水をやれということだったので、地元でもそうだった。下水をやれと。私、しかられた。下水をやれと。しかられ通しでやって、とうとうその土地があって、苦しい土地で、下水を目的で土地を買うという、本当に並々ならぬ皆さんのお力で、近所の話、皆さんと協議してくれと。そういう環境面から皆さんに話していった。

そういう苦しいコミュニティ・プラントを設置したわけであって、市はやってあげばいいっ

て、私、地元の者としてはどれだけたたかれたかわからない。そんな姿で進んだので、今でも大変なことを覚えております。

そういうことで、下水と言われると、市の施策はそのときにはっきり言われた。処理区はこうして、昔の穂積町の中では、どこに終末処理場をでかしてもいいよと。それは家があるから、でかすようにやるんだよと。隣から反対を食らうんだから、ここが手本となって下水を進めていきたいと、こういう松野町長の話だった。それから処理区も決めた。そういう苦しい下水をやってきたものが、簡単に下水をやれとって言えない。よう言うなと議員の中でも言われるけれども、何を言っているんだという反発の方が多い。ですから、終末処理場の了解を得ないと施策はできない。そういう基本施策は、市長はそのときに持っていらっしやった。その施策は今どうなっているか、一遍お聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 下水道施策につきまして、今棚瀬議員が言われるように、旧の穂積でございますが、私どもの考えは、小さく割ることによって地元の合意形成だとか、投資効果が発現できるという格好で、コミプラ7処理区を採択し、進めておりましたが、実質的に合併した現在、これも合併協議の中で審議したのは、旧の巢南が特環と農集、旧の穂積がコミプラということでございましたので、下水道計画につきましては合併後、処理方法を考えよということございましたので、現在、全地域の集合処理による整備を今まで考えて検討してきておりましたが、現在供用開始中の西別府地区の接続状況が非常に悪い。といいますのは、別府につきましては1年目で12.99%、西地区については32.5%ということで、接続状況が非常に悪いということは、一般会計からの持ち出し、平成16年度で使用料が約3,000万、これは3地区でございますが、これに係る維持管理費が9,210万ぐらい、これに起債の元利償還が9,200万ございますので、実質的に市の持ち出しが1億5,400万程度の一般会計からの繰り出しをいただいで施行しておりますので、この接続状況を見つつ、今まで単に全市を集合処理ということを考えておりましたが、その集合処理に単独処理を組み合わせた格好の下水の処理の方法を基本に考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 時間が参りましたので、これでと思いますが、市長からの施策はどういう根底におありかということだけ、下水の根底をお聞かせいただかんと引き下がれんという、立場があるのでね。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 下水というものに対して、基本的なことは生活排水対策、環境問題だというふうに私は理解をしております。ですから、環境が良好な状況で保持できれば、必ずしも

下水にこだわる必要もない。ただ、一般的に言われます下水道という手法というものが、その対策の手法としては比較的効率のいい手法。場所によっては非効率な手法にもなるわけですが、というふうに理解しております。

そしてまた、どの手法を選択するかということは、その地域の皆さんがどうお考えになるかということも非常に大事であろうと、こんなように思っております。

ですから、こんなことは町としてはちょっと珍しいんでしょうけれども、現在、排水対策の手法として、個別合併処理まで入れますと4手法採用しているわけですが、一つの行政の中で四つの手法を同時並行で動かしているというところは、ちょっと逆に言うと珍しいんじゃないかと思います。

それで、残りの地域というか、下水道の整備として残りの地域についてはどう考えるかということですが、むしろ地域の皆様方がどういうふうに御判断になるかということで、私はどちらかという受け身の考え方で水質に対する環境対策というものの手法の選択は考えていきたいと、このように思っております。

ただ一つ申し上げますことは、今、水道部長も申し上げましたように、それぞれの下水道関係には非常に大きな財政負担を強要してまいりますので、そのあたりのバランスというものは絶えず考えていかなければいけない。それには、端的なことを申し上げまして、下水の供用開始地域につきましては、できるだけ多くの方々が利用していただきまして、少なくとも維持費ぐらいは皆様方からいただく下水道料金で維持できるぐらいのレベルまでは到達していただかないと、次の工区に手を出すのは極めて難しいんじゃないかと、このように判断しております。

議長（土屋勝義君） 続きまして、20番 山田隆義君の発言を許します。

20番（山田隆義君） おはようございます。

6月議会におきまして、一般質問のお許しいただきましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

国政におきましては、三位一体改革のもとに大きな改革がなされております。国鉄のJR民営化、かつまた今叫ばれております郵政の民営化問題、特に末端自治における重要性のある三位一体改革、非常に地方自治において責任の重大さを感じておる瑞穂市議会であります。その議会の使命感を果たしていく重要な6月議会において、一般質問をさせていただくことができました。厚くお礼申し上げます。

そこで、私は2点についてお尋ねをしたいと思います。

一つは、議会に対して議案書の事前配付、その関連における二元代表制の趣旨、その考え方を執行部にただしていきたいと思っております。もう1点は、国挙げて敬老祝日が老人福祉法にも位置づけられ、9月15日になっておりますが、本年は9月19日が祝日になっております。そうい

う関連の中で一般質問をさせていただきますので、流利的な答弁ではなくて、具体的な行動を示す答弁をしていただくことが市民の信託にこたえる行政だと思っておりますので、よろしく議長のお計らいをお願いしたいと思います。その以後につきましては、一般質問の席で質問をさせていただきます。

それでは、1番目の議会に対する議案書の事前配付の関連で、二元代表制について、その所見を執行部からちょうだいを賜りたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

議案書の事前配付についてということでございますが、この件につきましては、昨年の……。

〔「二元代表制について御答弁を」と20番議員の声あり〕

総務部長（関谷 巖君） 私の方へ通告で質問をいただいておりますのは、議案書の事前配付についてということで御質問をいただいておりますので……。

〔「これは事前配付の関連であるわけで、そのくらいは執行部は答弁すべきですよ」と20番議員の声あり〕

総務部長（関谷 巖君） しばらく御猶予いただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時40分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 先ほどは大変失礼をいたしました。

二元代表制の趣旨ということでございますけれども、二元代表制、一言で申し上げますと民意を議会、長、それぞれが代表しておるということでございますし、特に議会につきましては住民の意思を代表決定する合議制の機関であるということと、長につきましては執行機関といたしまして、事務を管理執行するトップであるということでございます。

平成12年に地方分権一括法が制定されまして、地方自治体の責任はそれまで以上に重くなってきたということでございます。自己決定、自己責任のもとに自治体を経営していくということでございます。これに伴いまして、市長の権限といいますか、権能も大きくなり、そして強くなってきた反面、議会が長に対して監視、評価機能をこれまで以上に発揮していくということが求められているということでございます。議会が一つの立法機関といたしまして、独自の政策、条例の制定等を行っていく等、議会本来の機能を強く求められてきているということでございます。一口に申し上げまして、民意をそれぞれが代表するというところでございます。以上でございます。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 二元代表制ということにつきましては、基本的な問題ですから、すぐ執行部はお答えをいただけると私は思っておりました。大変傍聴の皆様方にはお待たせして、大変御迷惑をかけておりますことを厚くおわびを申し上げますとともに、御協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

この二元代表制の御回答をいただいたわけですが、簡単に申し上げれば、議会は議決権、その他いろいろありますけれども、重要な権限といえば議決権ですね。それから執行部は執行機関でございますから、仕事をやる責任者ということになるわけですが、その両方の役目は違っておりますけれども、力関係は一緒であるという、対等・平等の立場であるということが趣旨だと私は思っております。そういう観点から、本来の問題で御質問申し上げますが、議会に対する議案書の事前配付、よその大半の市町村が4日か1週間前に議案の事前配付をされておるわけでございますが、本瑞穂市、旧穂積町からずうっと事前配付はなされていないと。その理由はどういうことか。なぜ事前配付ができないのか、お尋ねをしたいと思います。各部長云々ということになりますと時間がかかりますので、担当、いわゆる議案書の責任者であります松野市長の御答弁を求めます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 議案を議会で十分に御審議をいただくという点におきまして、現在の議会でお願ひしています運営の仕方、別に根本的な支障はないと私は判断しております。

それから、事前に配付をなぜできないのかというお話でございますけれども、私どもとしては提出させていただきます限りは、議案についてできるだけ完璧を期していきたいという思いがございますので、私どもの能力の問題もありますけれども、チェックにチェックを重ねながらということではやっておりますので、できるだけ時間をいただきたいという考え方であるわけでございます。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） ただいま議案書の責任者であります松野市長から、なぜできないかという理由が言われました。1点は、ぎりぎりまで議会の皆様方に正確な議案書を出したいと。少しでも正確な議案書を出すためには、議会の始まるきわまで、修正したり、いろんな問題が起きてくるので、可能な限り正確な議案書を出したいという趣旨を言われました。これは松野市長の終始一貫した今まで答弁をいただいておりますが、それであるならば、3月議会におきまして一般会計予算書の中で堀越紡績の購入に係る部分が議案書の中へ出ておりました。面積は3万8,000平米、それから金額は約12億という数字を出されたわけですが、その

議案書の精査は十分にできる期間だったと。と申しますのは、その面積は実際は3万2,000平米、いわゆる6,000平米弱食い違っておると。それはいつ食い違ったかといいますと、12月の終わりの時点で食い違っておる。いわゆる予算折衝は年末から1月、2月の初旬にかけて予算編成をされておると思いますが、議案書の作成の中で十分精査のできる事項であります。事項であるにもかかわらず、十分なる時間があるにもかかわらず、重大な間違いの議案書を議会へ出されたと。それが議会の権能に対する執行部の議案書の出し方かどうか、それで正しかったかどうか、松野市長から御答弁いただきます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の面積が違っておったという点での御指摘でございますけれども、この点につきましては、要するに十分なチェックがし切れていなかったという点では反省すべき事項だと思っております。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 松野市長が、間違っておったと、大変申しわけなかったと。正確な数字を出せる期間は十分にあったのに出せなかったということについては市長としておわびをされたわけでありますが、私は人間としては誠意を持って御答弁された以上、それ以上追及ということは差し控える性格でありますけれども、その中身が重要な議案になっておるわけですね。

私ども議案書の審議する場合、3万2,000平米ということで審議を初めはしておりません。3月議会の冒頭では聞いていないので、3万8,000平米だと思っておる。それに基づく12億の予算の金額を出されておると。

総務委員会で財政課長、推進課長の広瀬幸四郎課長が総務委員会で、実際は面積は3万2,000平米だということと言われたわけで、3月議会の当初のごあいさつは3万8,000平米だということも言われておるわけですね。だから、私どもは大きなそういう問題の予算書を出されて許容するということであるならば、議案書は四、五日前にも出せるのではないかと思います。今後の議案書の提出について、議員諸公は多くの方が議案書の事前配付を望んでおられますので、松野市長の御答弁をお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 提出いたしました議案につきましての御審議をいただきます日程、スケジュールにつきましては、議会で十分に御判断いただいておりますということでございます。それにつきまして私どもは関与する事項ではございませんので、私どもの現在のよう形で提出させていただきました議案につきまして御審議をいただくのに必要な日程で御配慮をお願いしたいと、このように思います。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 肅々と議案書を出して、議会で審議の上やっておられるから、その推移でお願いしたいという答弁だろうと思うわけですが、それであるならば、議会の進め方の審議は議会運営委員会があるわけでございますが、議会運営委員会で議案書の事前配付を議会としてはお願いしたいということを決断して、松野市長の方へ申し入れた場合は、それにおこたえをいただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今も申し上げましたように、私は議会の日程の中で十分御検討いただきたいという考え方でおりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） そういう二元代表制の趣旨というのは、議会と執行部、唯一の議決機関であります議会、唯一の執行機関である行政、対等・平等だということを総務部長は認められたわけでありましたが、それは当然だと思えますよ。市民から直接選挙で、議員は20名でしっかり民意を反映した議会をやってくださいと、審議をしてくださいと言われておる。行政は、市長が行政機関のトップとして選挙をやられて、選任されておる。その市民からいただいておる財源、税金の使い方、対応の仕方、瑞穂市のますますの格差のない隆盛をするための審議の力関係を対等・平等として与えられておるのが、いわゆる二元代表制ではありませんか。それを総務部長は認められたわけでありますから、一方の議会、審議する議会が事前配付を求めた場合は、できないのかできるのか。今までどおりできないと。議会が始まったら日程をもって審議してくださいという意向はわかるけれども、一つの方法はわかるけれども、議会として事前配付をしてくださいとお願いした場合は、なぜできないんですか。それを拒否するということは、一方の議会の議決権の軽視以外の何物でもない。相手の議会の力関係の片方の力に対して一切聞かないと。聞いて初めて車輪が回って、瑞穂市の繁栄につながるのではないかと私は思うわけでありますが、松野市長の御答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の山田さんのお考え方も一つの考え方かもしれませんが、私自身としては、議案の事前配付をしないから二元代表制が損なわれているというふうには考えておりません。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 市長のかたくななる、人の意見を許容しない、それが瑞穂市民にこたえることかと。住民の意見をしっかり聞いて、住民の協力があって初めて瑞穂市内の限りない

繁栄があるんだと口癖に言っておられますね。それは言葉だけでしょうか。私は、言葉は必要ないと思うんですよ。現実に行動でお示しをしていくことが、市民の信託にこたえることだと思うわけですが、松野市長、お答えください。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 当然、住民の御意見というのは大切にしていかなければなりません。ですけれども、全体を見た場合に、正直なことを申し上げまして、住民の御意見でも選択する必要がある。すべてどんな御意見でもイエスというわけにはいかないというのも現実の問題だということを御理解いただきたいと思います。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 私は、一般質問の中で初めてこれを申し上げているわけじゃないんですね。各議員が二元代表制の問題、この問題も私が突発的に出した問題じゃないんですよ。ほかの議員も二元代表制についていろいろ質問されておるわけですよ。簡単に答えられることが答えられない。仕事をやっている行政のプロでしょう。それを貴重な時間で待たせる。善良な一般市民、仕事がある中で傍聴に来ていただいている市民の皆さんにどうこたえるんですか。市民の税金で、我々も行政職も公務員として給料をいただいているわけでしょう。初歩的な答弁ができずして、瑞穂市の繁栄はありますか。だから、地方分権の厳しい責務を全うしていくためには、きちっとした議案書を、よそが出しているのになぜ出せないんですか。よそが出していないことをここが出せということであれば無理かもわかりません。松野市長の答弁のように答弁されて、私は下がりませんよ。よその市町村が事前配付をやっているんですよ、岐阜でも大垣でも。本巢でもやっていますよ。何でうちができないんですか。そういうことが、松野市長は言葉だけは優しい言葉です。実務、行動は独善的な部分があると。この姿勢で市民の幸せはあるんでしょうか。私はないと思います。だから、これは平行線で行くとするならば、インターネット、メール等できちっと市民に発信してください。市民が主人公です。議会も行政も、市民の幸せのために私どもお手伝いをしておるわけでありますから、市民にきちっとインターネット、メールで内容を克明に発信して、市民の御判断を仰いでいきたいと思います。

きょうは傍聴の皆さん、本当に多く来ておっていただきますので、その中身についてわかっていただいたと思いますので、それ以上混乱は避けたいと思います。

次に2点目でございますが、敬老会の祝日についてお尋ねを申し上げたいと思います。

敬老会は、過去、今の松野市長のお母さんであります松野友町長が長きにわたって穂積町の繁栄のために御尽力をなさったわけでありますが、その松野前友町長の時代には、本当に敬老会にふさわしい行事をなされました。皆さん方、本当に御苦労さんだったと。旧穂積町が繁栄するのも、多くの方々の御活躍によって繁栄しておるんだと。感謝の気持ちをきちっとあらわ

さないかんということで、長島温泉へバス等でお手配されて、できる限りの心の温もりを差し伸べられたわけであります。私ども議員も出向いて、心通うようなお手伝いをさせていただきました。

そのころには、1人頭1万円前後かかったのではないかと思うわけでありますが、それ以後、貨幣価値も落ちてきておる昨今であります。昨年、松野市長のもとに各自治体へ敬老会の持ち方に対して依頼されまして、その後、反省の中で、到底こうしたやり方ではついていけないという、非常におしかりの声も多々聞いております。

そこでお尋ねを順次申し上げますが、老人福祉法についてお尋ねをします。老人福祉法の趣旨、かつまた敬老祝日についてのお考え、中身、ひとつ概要でよろしいので、お答えいただきたいと思えます。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 山田議員さんの、老人福祉法の関係についてお答えいたします。

まず老人福祉法ですが、第1条に目的が書いてございます。これは短い条文ですので、関連関係をちょっと読ませていただいて答弁とかえさせていただきます。

まず目的の第1条でございますが、この法律は老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

第2条関係ですが、基本的理念ということで、第2条に示されております。これを朗読させていただきますと、老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいの持てる健全で安らかな生活を保障されるものとすると規定がございます。

さらに、老人の日の関係でございますが、これは第5条に規定してございます。老人の日及び老人週間ということでございますが、第5条では、国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し、みずからの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設けると。老人の日は9月15日とし、老人週間は同日から同月21日までとするということで、老人福祉法に明示されております。

以上で答弁とかえさせていただきます。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 老人福祉法の中身について、松尾市民部長が朗読のような形で報告されたわけでございますが、一番大事なところをカットされております。御都合主義の報告だなあと思うわけでありますが、あえてその部分を私が申し上げます。

老人の日及び老人週間、第5条の第1項、第2項は今言われました。第3項に、国は老人の

日において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は老人週間において、老人の団体その他のものによって、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならないと。これはどういうことかといいますと、単純に申し上げれば、国挙げて敬老会の日を設けておるわけです。だから、一般の会社も官庁関係も休みですね。そのくらい、そうした趣旨に基づいて敬愛していくと。先輩の方々が一生懸命、日本国を支えた。地域の活性化においても、先輩の方々が一生懸命働くなり、お互いの環境に敬愛したと。その方々が年寄りになって、75歳になったと。そういう方々の御活躍によって国力があるわけです。だから、国挙げて敬愛しなさいと。県においてもしかりであります。地方自治体、いわゆる瑞穂市も、瑞穂市挙げて敬愛しなさいと。いたわりなさい、感謝しなさいと。学校も休みでしょう。それがあって、心の通う人間社会の構築があるのではないのでしょうか。先輩はいつでもいいと。自分一人で育ったんだと、自分一人で生きているんだと、そんな社会ができてしまったら、人間社会は崩壊ですよ。市長が言ってみえるじゃありませんか。市民の協力があって、市民の幸せがあって瑞穂市があるんだと。その幸せの根底は、先輩の方々を年に1回、毎日いたわらないかんのですけど、年に1回は市民挙げて、行政挙げてお祝いしようじゃないか、いたわろうじゃないかと。それが総合的な福祉につながるわけでしょう。その原点が敬老の日であります。

それが、去年は各町内会、自治会に任せて、試みかもわかりませんがやられた。参加者は800円、欠席者はなし。欠席者は体の物すごく悪い方、75歳にもなれば、どこかが疾患になるわけでしょう。そういう方も敬愛する気持ちで、心の通う行政があって、思いやりある地域づくりができるのじゃないのでしょうか。欠席した方はお祝いなし、出席した人は800円。800円でどうしてぬくもりのあるお世話ができるんでしょうか。そりゃあ300円でもできますよ。

100円でもできますよ。何もなくてもできますよ、やれとおっしゃられれば。しかし、この趣旨に基づいてお世話をしようと思えば、どうして800円でできるんですか。800円でできるんだったら、前松野友町長は貨幣価値の、まだ20年も前だから高いわけですから、今はだんだん下がってある。そのときに1人頭1万円前後は使って、ずっと敬愛をされておるわけでしょう。それが800円にしてしまってやってくださいと。やれるところはやって、やれんところは仕方がない、これが地方自治体挙げての敬愛の象徴の、敬老の日にふさわしい行政のもてなしでしょうか。

私は物すごくしかられましたよ。議会は何をやっておるんだと。物すごくしかられましたね。予算がないないというけれども、みんなサービスを削ってしまって、言葉だけの行政をやるようになったが、議会はそれで黙ってやっているのかと言われました。私も言いました。言っても、執行部はああだこうだと答弁して終わりでしょう。ことし3月議会の予算書も、過去の敬老福祉にほど遠い予算をまた計上されておる。市民の怒りは何のその。怒っておるなら怒って

おれと。そういうやり方の行政のトップでいいでしょうか。言葉だけは調子のいいことを言われる。言葉は必要ないんですよ。行動で示して初めて市民の負託にこたえることなんですよ。

だから、それではいかなので、議会の方で検討して、とても 800円で計算すると三百二、三十万の予算書でありましたから、最低 1 人頭 2,500円から 3,000円ぐらいは予算を見積もらないと、曲がりなりにもそれにふさわしいもてなしはできないということで、650万前後ではなくて 1,000万ぐらいに増額をして予算議決をしたわけでしょう。

ところが、4月21日の自治会長会議で、執行部のことしの敬老会の日のもてなしの補助金は全員、敬老会の会員に 350円、出席者は 1,000円だと。お世話した方には、30人までは役員には 1万円、31人から50人目までは 1万 5,000円、51人以上は 2万円と。お尋ねすると、去年の倍補助金を支払うんだから、十分できるんだろうと。もってのほかですよ。それを総額換算しますと 450万か 500万ぐらいの分ですけど、去年は 321万、ちょっとオーバーして、議会があまり厳しいことを言うから、ちょっとふやしてやれと。これは議会軽視ではありませんか。二元代表制とは何ですか、言葉だけですか。

私は、声高らかに質問したくないんですよ。市長のかたくなな独善的な個性が、私に質問をさせておるわけでしょう。市長の再考を促すために答弁を求めます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 高齢者の方々に敬老会で感謝の気持ちをあらわすということは、私自身だって当然だと思っております。問題は、どういう形で感謝の気持ちをあらわすかということがポイントだと思うんです。私はお金じゃないと思うんです、ずばり申し上げまして。それはどういうことかといいますと、去年のやり方についていろいろと御批判がございましたけれども、現実の問題として自治会で敬老会をやっていただきましたことによって、15年のときに総合センターでやりました敬老会が、正直申し上げまして極めて不評でございました。それで、できるだけ近くで、外出も不自由な方でも気楽に参加できるようにということで企画をさせていただいたわけございまして、総合センターだったら行けないけれども、こういうところでやってもらえるから出席できたと。そしてまた、周りが知っている人ばかりで、いろんな話をしたり雑談を交わすのに極めて楽しかったということが、むしろ参加された方々からは好意的に受けとっていただいたというふうに理解をしております。

現実、実施されなかった自治会もございまして、総数ではとらえにくいんですけども、総合センターでやりました当時では大体30%強程度の参加者でございましたけれども、自治会単位でやることによりまして60%以上の方がお顔を見せていただけたと。ということは、私はそういう方々のできるだけ近くでやるという考え方は正解だったと思っております。また、お隣の方々といろんな形で話し合ったり、一緒にゲームを楽しんだりという時間の使い方も、私は正解だと思っております。

それで、今御指摘の、それじゃあそれだけの行事をやっていくのに、去年提示いたしました800円でやれるのかという問題が一つあるわけでございます。決算の結果でいろいろと伺っていきますと、かなりの金額を自治会から拠出しておやりになるということでございます。そういう意味で、自治会の皆さんにそれだけの御負担をおかけするのはどうだろうかという思いで、そのあたりを私どもなりにいろいろと精査させていただきまして、自治会の皆さんに自治会費からの御負担というものをできるだけ軽減するという考え方で、今申し上げましたような本年度は支援をさせていただき金額を見直させていただいたということでございます。ですから、私はむしろ中身で考えていただきたいと思います。

端的なことを申し上げまして、先ほど山田議員のおっしゃいましたように、幾らでもやれると思います。しかし、それが現実の問題としてどうなのかということも私どもはあわせて考えていかなければいけません。この敬老祝賀会だけにポイントを置けば、御指摘のような問題かもしれませんが、やはり福祉施策というのは、前の御質問のときにも申し上げましたように、やはり公平性、全体のバランスというものも考えていかなければいかんという点ももう1点あります。だから、そのあたりを考えると、私どもとしてはこの敬老祝賀会にお出できるバランス面を考えた場合には、このあたりが極度ではないだろうかと理解しておる次第でございます。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 市長は、質問すればきれいごとの答弁をされるわけでありますが、聞こえは非常にさわやかで立派な答弁をされますので、まさしくそうかなあと思う言葉遣いをされますが、しかしそれであるならば、今おっしゃったのは各自治会単位でお世話をさせていただければ、遠距離へ行こうと思っても足が悪い、どこか体の調子が悪い方は行きにくいけれども、近くの公民館で敬老祝賀をやられれば、足を引きずってでも、ちょっと助けてもらってでも行けるという便利はありますよ。そういう便利はありますけれども、それでも行けない人、かつまたお祝いするには経費もかかるんですね。経費が、去年は800円でできなかったのに、500円とか700円追加してまたやったところもあると。不平・不満を言いながらやったところもある。よその町内がやれば、不平・不満が出ようがなかならうが、どうしてもやれとおっしゃられれば、よその自治会がやっておるのに何でやれないんだと。いわゆる相関関係もありますので、不平・不満だらけでもてなしをやった自治会を含めて、去年は93団体中63自治会がやられたと聞いております。しかし、本当に喜んでお世話されたのは、この半分以下ですよ。やれるわけがないでしょう。それでやれるんだったら、松野友前町長の時代はぜいたくざんまいでやったんですか。私は、前の穂積町の松野友町長時代にやられたことは正しいと思うんですよ。幾ら財源がない時代といえども、よその市町村がやられているのに、なぜうちの瑞穂市がやれ

ないんですか。こんな 800円でやっていませんよ。

特に、金がない、金がないと言っておられるんだけど、財政能力は全国5番以内に入るんじゃないありませんか。岐阜市、大垣市は民間でいえば無借金会社ですよ。それでも、うちより手厚い敬老祝日を催されておるんですよ。よそもどこもやっておれへんというのであるならば、私はあえて申し上げませんし、市民からのおしかりもないと思うんですけれども、全然時代を、今の周囲の状況を見ずして、自分の独善的な考えで、わしはこういう考えだ、正しいぞと。確かに正しくないとは言いませんよ。見方は正しいですよ、どういう見方でもありますから。しかし、時代の流れに沿って市長はやってくださいよ。金がなければいいですよ。財源豊かじゃありませんか。財源がないないといって、ぼんぼんと土地を買うことだけは御熱心でしょう。どういうことなんですか。

税金を、マクロ、ミクロも含めて瑞穂市の限りない繁栄を、地域格差のない行政を執行してください。そういうことを求めておりますが、金がなければ私はサービス面を縮小してもやぶさかじゃないと思うんですけれども、健全財政じゃありませんか。だから、サービス面をよそ並みぐらいにサービスをして、その上で土地を買うとか、将来の瑞穂市のために大きな先行投資をしていくと。これも私は必要だろうと思うんですが、片方げちげちにしてしまって、そして金は使うばっかが能じゃない。地域で心のもてなしをすることが、近くであれば来れない人も来てもらえる。そういう言葉上の詭弁で通って済むことかどうか。そういうやり方をしていきますと、市民はついてきませんよ。市民に見捨てられていくんですよ。市民の力をかりながら、温かい市民の力関係、手を差し伸べ合って温かい地域づくりをしましょう。地域の協力があって、市民の協力があって市政が運営できるんだ、確かにそうでしょう。そんなことではあきれ返ってしまって協力しませんよ。

だから、僕は市長の人气が限りなく下落を食いとめるために申し上げておるんですから。市長、今までどおり人气があるうがなかるうが、市民が怒るうがなかるうが、今までどおりこの9月19日の敬老の日、ことしは9月19日だそうですが、その敬老会をやられるつもりかどうか、再度お尋ねします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の山田議員の、まず結論から申し上げます。

先ほども私答弁させていただきましたときに、この行事というのはもてなす方、それから受ける方、そのあたりの気持ちの問題だと思っています。金額の問題ではない。ですから、私は今年度は自治会をお願いを申し上げました形をお願いしていきたいと、こう考えております。

今のお話の中で、私ちょっと思うんですけれども、財源に余裕があるからやってもいいとかどうか、使ったらいいんじゃないかというお話は、ちょっと財政を運用する立場から言いますと、私としてはちょっと賛成しかねると思います。この施策が社会的に必要なのか、ニーズ

なのかと、その辺からこの施策をとるかとらないかという判断をすべきだというふうに考えております。どうしてもやらなければならないことであれば、財政がどんなに厳しくたって、逆にやらなきゃならないと思いますし、またそれほど言うと語弊があるかもしれませんが、重要性のない事項については、財政が余裕があったってやるべきではないと、このように考えております。

それから、私はいつもいろんな議論をさせていただくときに、よそがどうだとか、どこがどうしているからという話がすぐ出てくるんですけども、今、山田議員もおっしゃいますけれども、これからは地方の時代だと。地方が自分たちで考えていかなければならないんだということをおっしゃるんですね。それだったら、自分とこのまちはどうだということ考えるべきじゃないんでしょうか。だから、よその例というものは、自分のところのいろんな施策を進めるときの一つの参考資料、一つの判断、データ、検討していくために利用されることはいいんですけども、よそがやっているからやれという論理はちょっとおかしいと思います。私は、瑞穂市は瑞穂市としてどういう施策を行っていくのがいいのかということだと思っています。

それで、今の市民の皆さん方にしかられるというお話でございますけれども、私はあえて市民の皆様方にいつもお願いしていることは、自分たちでやれることは、またまちづくりのために手伝えることはやってください、お願いしますということを申し上げています。それが厳しい言い方であるということ言われれば、あえて批判を受けざるを得ないと、このように思っています。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 私は、補助金を出すに当たって、財源もあるじゃないかと。豊かな財源があるんだから、補助金を出して当然じゃないかということを言いましたが、財源があるから幾らでも使ってもいいということをおっしゃってありませんよ。財源がなければ、財源が逼迫しておれば、市民も耐えてくれると。800円でも耐えてくれる。また、説明もできるということで、すよ、議会人として。しかられたときに、物すごく財政が悪化しているので、こういう状況で悪化しているから、これ以上もてなしできないんです。我慢した中でもてなしをさせてもらうので、頼みますと言えらるんですよ。財政能力があるにもかかわらず、金がない、金がないと市長はよく言われるんですよ。だから僕は申し上げているんですよ。そういう矛盾点があり過ぎるんですよ。

最後に申し上げますが、議会の議決に沿って執行される気があるのかどうか。もう1点は、自治会長会議がいずれあると思いますが、こういう内容ではとても各自治会単位で心の行き届くような敬老祝賀はできない。老人福祉法、ここに書いてあるように、各自治体が責任を持って敬愛の行事をやるべきであると。だから、市挙げてやらなきゃならんのですよ。各自治会が

やらなかった場合は、町内がやらなかった場合。三つ目、実施した町内はいいけれども、実施しなかった町内は、協力してやらんもの仕方がないと、そういうふうに思われるのかどうか。思われたとすれば、それが本当の老人福祉法の趣旨に沿って対応できておるのかどうか。3点についてお尋ね申し上げます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） まず私は、この敬老会の実施につきまして、議会の皆様方が高齢者の方々とかお年寄りの方々について十分な感謝の意をあらわせという御意向だというふうに思っておりますので、そのあたりの趣旨については十分に踏まえて執行していくという考え方を持っております。

それから一番頭が痛いのは、第3点目におっしゃった実施できなかった自治会の高齢者の方をどう考えるか、この問題がはっきり申し上げまして一番頭が痛い課題でございます。といたしますのは、私どもは敬老会の日に記念品を配って、はい済みましたと。これで感謝の気持ちをあらわしたとか、そういう形のことはやりたくないんです。ですから、あくまでも集まっていたいてその日の一日、お世話をする方もされる方も、なごやかな形で過ごしていただくということに感謝の気持ちをあらわしたいと思っておりますので、そういう自治会が出てきた場合の対応については、本当に頭が痛いんです。はっきり申し上げまして、現在では具体的な手法、こういうふうにしたいというような答えは今のところ持っておりません。ですけれども、その問題を、今御指摘のように単に切り捨てるという考え方で、やらんものは仕方がないというような考え方は持っておりません。何とか地域の方々に対する対応策も工夫する必要があるかなと思っております。

〔20番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 山田隆義君。

20番（山田隆義君） 傍聴の皆さんも、大変長時間御拝聴していただきまして、感謝を申し上げますと同時に、この一般質問に対する執行部の答弁、すれ違いが多いと。これが本市の執行部の姿だろうと思います。これを十分精査されまして、行政に対する、また議会に対する見目を御理解いただければと思っております。この内容につきましては、メール等で克明に御発信をされますことを希望いたしまして、一般質問を終わります。

議長（土屋勝義君） 以上をもって、山田隆義君の質問を終わります。

次に、8番 堀 孝正君の発言を許します。

8番（堀 孝正君） 議席番号8番 堀でございます。

6月定例議会、余りにも前代未聞、まさにずさんであり言語道断といえます、いわゆる3月定例会に提案されました議案第9号、第36号、3月議会では議決が得られず、継続審査となりました案件が今回撤回請求にまで及びました堀越紡績跡地取得について、今回、この1点に絞

って一般質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移りまして質問させていただきます。

堀越紡績用地取得につきましては、きのう若園議員より質問がございまして、一連の経緯経過について説明、答弁がありました。この堀越紡績との15年7月からの交渉の窓口は、市長公室と助役が責任を持って窓口となって交渉していたと御答弁がありました。間違いがございませんか、再確認をさせていただきます。市長から御答弁をいただきたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） きのうお答えしたとおりでございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀君。

8番（堀 孝正君） 特別会計の条例の制定までして、12億円という多額の予算計上した議案、これは慎重審査をもって検討されて提案されたと思いますが、撤回をしなくてはならなくなった理由、これは瑞穂市の松野市政に大きな汚点を残すことになったと思います。議会に対して、強いて言うならば、市民に対して今の御所見を伺いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 御指摘のように、この議案につきまして、提出するときの私どもの最終的な詰めが甘かったということは反省しております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） こんなことは、かつての合併前の穂積町議会、巣南町議会にはなかったことだと思いますし、まさに先ほど申しました一つの汚点を残したわけであります。

私は、3月定例議会におきまして、17年度予算に計上されました土地取得事業につきまして一般質問をさせていただきました。この前に、市長室にて市長ともそのことについて懇談をしたことは御案内のとおりであります。本田のコミュニティーの用地、また別府保育園の用地取得、そして今質問いたしております堀越紡績跡地の取得、いわゆるバブル経済が崩壊いたしまして、土地神話が崩れて、長く低迷しておる経済の中におきまして、地価の下落が続いております、この地価もバブル以前の価格よりも下がり、ようやくにして定着してきた感がある。取得することには私は反対しないが、市民の税金で取得するのであるから、少しでも安く取得する。ハリヨの池を中心に周辺を環境整備して、市民の憩いの場、また誘致企業の社員の憩いの場、散策の場として、企業誘致をすれば雇用の創出を図れます。ふえ続けまず面整備の財源の確保にもなるかと、賛成の立場で質問をさせていただきました。

先ほども申し上げましたこの案件、その議案第9号、第36号は3月議会では議決されず、継続審査となりました。その継続審査の申し出のあれを、これは議長あてに総務常任委員長 藤

橋礼治さんから出されております閉会中の継続審査申出書、本委員会は審査の事件について次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。記といたしまして、議案第9号 瑞穂市土地取得事業特別会計条例の制定について、議案第36号 平成17年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算。理由といたしまして、議案第9号及び議案第36号は、堀越紡績が所有する十八条地内の土地3万8,504.90平米を公共用地で取得するよう、これは1万1,647坪、12億円であります。この土地は、市のほぼ中央にあり、面積も広大で、希少価値のある市の天然記念物に指定されているハリヨの生息する池があるなど瑞穂市のまちづくりを考えると魅力的な物件である。利用目的や活用方法がまだ図られていない状況である。したがって、この土地をどのように活用すべきか等を十分な時間をとって幅広く審査する必要があるので、閉会中もなお継続審査といたします。今申し上げました申出書でございます。

ところが、実は既に昨年の12月27日に3万8,000平米のうち5,840平米(1,766坪)は、金額にすると1億8,198万円、もう既に所有権移転がよその会社にされておるんです。実際、3月時点には既に市が買おうとしておりますのは3万2,700平米、お金にしたら9億5,953万円なんです。予算書、議案は3万8,000平米、それが実際には、12月によその手に渡っておるものまで議案にのせて予算化されておるんです。これはどういうことですか。この説明をしてください。

議長(土屋勝義君) 福野助役。

助役(福野寿英君) それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

先ほども市長の方からもありましたように、今の12億円につきましては、当初、15年から始まっておりますけど、経緯につきましては今省略をさせていただきますけれども、16年の12月27日ということで、きのうお話ししましたように、私どもとしましては畑屋さんと堀越さんのことにつきまして直接やっていただくということで、現実的に我々が介入するというのはかえってよくないという基本的な考え方もございましたので、区画的にもどうだという点から、そちらへゆだねたという点でございます。それによって、私どもといたしましては、どうやこうやというわけにもいきませんでしたので、そのときにチェックをしなかったという点で、まことにそのことについては申しわけないと思っております。

ただ、私の方も本当に知り得たのは、弁明の形になっては申しわけないですけども、基本的には当初予算のヒアリングも済ませる段階ぐらいのときに、実質的はお聞きしたという点でございます。それであっても、当然減額すべきではないかということだろうと思います。そのとおりであろうと思います。

ですから、私どもとしては、その点についてはまことに申しわけなく思っております。

{ 8 番 議 員 挙 手 }

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 堀越紡績は、これだけの面積は他に売りますよ、売りましたということ
を助役の方へ伝えておるんですね。17年の新年のあいさつの中できちっと答えております。も
う売られておることを知っておって、よそへ売った土地を面積も予算も計上した。まさにこん
なもの前代未聞じゃないですか。ずさん、無責任、怠慢、言語道断であります。お答えくださ
い。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 私どもといたしましては、前年の9月のときにもお話しした面積が、初
めからの計画が3万8,000ということで進めてきましたところで、そういうチェックとして出
せなかったということは、大変申しわけないということしかございません。

〔8番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 「申しわけない」、今この議場で初めて出た言葉です。3月に出して
おる、3月の時点じゃない、12月に所有権移転して移ったと聞いておって、3月の議会に提案し
てくる、この無責任さ。どう責任をとるんですか、お答えください。

こんなことは、はっきり申しまして、県内、さらには全国の市町村に、こんな話はありません
よ。よそへ売った土地を、聞いておって、それも面積に入れて、どうですか、この予算書。
これだけの冊子の中に全部それが書かれておるんです。これ直すことができますか。とんでもな
い話なんですよ。それを破れかぶれのほうかぶりで、黙って逃げようなんて、今まで何もな
かった。厳しい財政事情の中で予算を組んだ。その裏腹に、これは何ですか。1億何千万も市民
の税金ですよ。借金だって税金です。それを小さなことにあれしておいて、こんな大きなこと。
これまでの予算を全部見直さないかんことになります。これは助役、後から申し上げますが、
あなたの責任ですよ。お答えください。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） おっしゃるとおり、私自身の責任であると思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） このことをだれが指摘をしたかと申し上げますと、実は先ほど読み上げ
ました継続審査の内容の中に、利用目的や活用方法がまだ図られていない状況である。したが
って、この土地をどのように活用すべきか等十分な時間をかけて審査する必要があるので、閉
会中もお継続審査するという。総務委員会だけにお任せしておってはだめですから、こ
れは未来の会、毎月1日と15日に勉強会をやっております。翔の会の皆さん6人と、またそれ
ぞれの立場の人6人、12人で勉強会をやっておる。その中で、翔の会の方で、土地の登記簿謄

本を3月末に法務局より上げられ、既に昨年の12月27日に畑屋製作所に売却、所有権移転されていることが判明をした。現場にも2遍も3遍も行って、出されておりますこういった道路の計画とかいろんなもの、本当にいいのかどうかということで調べた。その中で実はわかってきたところがございます。

瑞穂市は、15年5月1日に新市として誕生したわけでございます。そして、16年5月1日から本当の意味で議会の選挙が行われまして、今ここに20人います。まさに名実ともにこの瑞穂市の行政運営・推進がなされ、執行部と議会が車の両輪のごとく切磋琢磨して市民の負託にこたえるということで進んでおる中でございまして、報酬におきましては執行部は他の人口とかいろんな類似するようなところと同額に上げてみえるんですね。どういうわけか、この市議会、選挙で洗礼を受けてきたこの議会の報酬は、全国780余りあります市の中で最下位から2番目。合併しない単独の、岐阜県にあります養老町の議会の議員の報酬より低いんですよ。執行部はよその市に合わせて、議会は全くあれです。それがこの数字です。しっかりもらっておる人が、これはどういうことですか。

そういう中にありまして、特に新人の議会議員はまさによく勉強されております。少なくとも旧穂積町、旧巣南町の議会のときに比較しましたら、3倍も4倍も調査・研究を重ね、勉強されてみえます。私は、過去、首長の経験者でございます。まさに今の市会議員の役割を十分に果たされていると思っております。今回の事件におきましても、住民にかわっての議会のチェック機能を発揮した成果だと思うんです。

そこで、先ほど言いました勉強会の翔の会の方が、なぜ土地の謄本をとって調査したかおわかりでございますか。これだけの物件でありますから、面積は当然ですよ。権利関係、特にその土地に変な賃借権が設定されていないか確認するためにも謄本を上げられたわけです。

ここに中島調整監がお見えになります。県から来ておられます。実は各務原と犬山に新しい橋がかかりました。そのときの県の用地買収、契約したけれども、それが確認されておらなかったが賃借権があった。また違う金を払わなくてはいけないということで、県はあれから物すごく神経を使っております。それはよく御存じです。私もそのことをよく知っておるわけです。そういうことがあるから、謄本を上げて、私は本当に立派だと思います。その中で5,800平米(1,766坪)、他の企業の名義で既に所有権移転されていたわけでございます。

助役にお尋ねします。提案、予算作成の前に、謄本を上げて、事務局なり何なりに確認されたか、そのことをだれがやりましたか、お答えください。

議長(土屋勝義君) 福野助役。

助役(福野寿英君) もちろん政策推進課の方で、土地等のことにつきましては調べさせていただいております。

{ 8 番 議 員 挙 手 }

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） まさに自分が窓口になっておって、これは政策推進課の方でおった。当然自分が堀越から、もう売りましたよということを聞いておったんです。だから、政策推進課の担当に、これは売れておるかなと言って調査されておったら、こんなことは出てこうせんですよ。

当然こんなことは、はっきり申し上げまして市長はそこまで目が届くはずがない。事務的なことです。市長が提案してくるんで、私もトップをやっておりましたけれども、それはやはり所管の担当、そして最終的には助役が全部チェックする。

助役に、地方自治法第 167条、このことはどういうことかわかりますか。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） よくは、確認させていただかないとわかりません。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） こんなことは知っておってほしいと思います。地方自治法第 167条、副知事及び助役は、普通地方公共団体の長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより普通地方公共団体の長の職務を代理する。今回の事件なんて、最終的な責任は事務の監督、聞いてもあれだと。このくらいのことは知っておってほしい。市長も、対外的なこと、いろんなことで、そこまで目が届きませんよ。事務屋がしっかりせんならどうするんですか。こんな市政に大きな汚点を。

売却をされたことを知っていて議会に提案をされたこと。市民の代表でございます議会をあげむいた、ペテンにかけたと言っても過言ではありません。どうですか、お答えください。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 結果的に、まことに申しわけないということでございますけれども、具体的には私どもの中では、当然 3万 8,000平米ということで説明をずっとしてきたという中で、もちろん弁明になってしまうのでそのことは申しませんが、それで出させていたでいてしまったということに欠点があると理解しております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 議長、話にならんがね、そんなことは。3万 2,000しかないのに、3万 8,000だったけど、もうされてこうなっておる。こんな議会に出してくる、先ほども申し上げたが、こんな冊子になって配付されておる。そんなばかげたことはないですよ。

民間の堀越紡績に対して、全部買いますと言いながら、自分の怠慢によってこうして撤回しなければならなかった、その約束が果たせなかったわけであります。堀越の社長はどうなるの

か。寝ても寝られないと言っておられました。多大な迷惑をかけた結果になりました。今、堀越に対してどういうお気持ちをお持ちですか。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 私としましては、当然社長も私もそうでございますけれども、真剣に取引についてはさせてきていただいておりますので、結果として大変申しわけないというふうには思っております。しかしながら、私が思っておりますのは、当然最初から全体を一括して、将来のまちづくりのために必要であるという考え方のまとめの中から、話を進めさせていただいて、今でも本当にその中を買っておくことがいいのではないかという思いは変わっておりません。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） この土地を市が買う話をしておったあれだから、買いたいところがあるからということで、ちゃんとあなたとこの話、どうぞ進めてくださいよとやってきて、所有権も移転しましたよと言っておるのに、まだそんなことを言っておったんでは話になりません。

地方自治法第 162 条、副知事及び助役は地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任すると。今、選任を求められたら、この 20 人の議員一人として選任同意はいたしません。

今回の事件に対しまして、まさに先ほども申し上げましたが、初めてきょうこの議会でわかった。まさに黙って、今まで 3 月から何ヵ月ありますか。こんな大事なことを、市長にもお願いし、議長にお願いして臨時議会を開いて、こういう大きな失敗をしましたとやってやる、そんなことは、全協があっても、そのわびの一言もない。こうやって取り上げられて初めてやる。

私、他の市、いろんな議員の友達がおります。このことにつきまして、一発にこんなもの辞職だと、異口同音ですよ。東京都の副知事、出納長、教育長、一連のあれが知事により更迭がありました。これはどういうことか皆さん御存じだと思います。知事はいつも外に出て、週に 2 回ぐらいしかいない。だから、それぞれの副知事が、特に浜渦武生という人ですが、この副知事が強権を振るって人事とかいろんなことをやった。内部から告発があり、議会が取り上げて、議会が百条を開いた。その中で偽証があった。問責として議会が辞職勧告。それには知事も耐えられなくなって、本人を、全部一新、更迭したんですよ。その問題とは全然違うんです、これは。売買されてよその名義になっておる土地まで含めて、財政が厳しい財政が厳しいと言いながら、こんな大きな失態を、この責任は重大であります。市長も、本当の話が、こんなことをやっておってもらったら、おちおち夜も寝ておれんと思います。やはり担当、やった者が責任を持って、真剣に真摯に取り組んでおったらこんなことは起きなんですよ。

この問題で、このままで行って、今後職員にいろんな失敗、いろんな事件を起こした。よほどのけじめをつけなかったら、もう職員は何をやってもとがめられません。そうでしょう。市

民の税金であるあれを、よその土地の面積も何でも知っておって出してしまった。この責任をきちっと明確にしなかったら、職員に何か事件・事故が起こって綱紀肅正と、こんなことは一切言えなくなる。今後のためにも、ここでしっかりと、責任の所在をはっきりさせたいと思っています。

助役に申し上げます。みずからの責任をとられればよろしゅうございますが、ここで一つのけじめをつけなければ、瑞穂市議会として、あすの定例会の中におきまして辞職勧告決議案を提出させていただきます。

以上を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（土屋勝義君） 議事の都合により休憩をいたします。

午後 1 時30分、開会いたします。

休憩 午後 0 時10分

再開 午後 1 時31分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

19番 西岡一成君の発言を許します。

19番（西岡一成君） 西岡一成でございます。

まず初めに、昨日の本会議を一身上の都合によりまして欠席をさせていただきましたことを心からおわびを申し上げます。

さて、私は今定例議会において、3点の一般質問の通告をさせていただいております。

一つは、松野市長の固定資産税未納問題についてであります。二つ目は、敬老会の予算執行についてでございます。三つ目は、堀越紡績跡地の購入問題についてでございます。

時間がどうなるかわかりませんが、まず第1点目の、松野市長の固定資産税の未納問題について御質問を申し上げたいと思います。

本問題につきましては、昨年の9月議会、12月議会、そしてことしの3月議会において取り上げてまいりましたけれども、3月議会での松野市長の答弁は次のとおりであります。「私自身は、この問題については支払ってもよいという考え方を持っております。ただ、税務の方で、課税できるかどうかという問題が1点あります。そのあたりの判断につきましては、税務の方で十分に検討するように言っているわけです」、さらには、「私が払うべきかどうかということは、税務の判断に任せます」、こう答弁をされております。そこで、関谷部長に改めてお尋ねをいたしますが、税務の判断はどのようなのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

この事案につきましては、ことしの3月の議会の折にも御答弁を申し上げましたところであります。事務的な瑕疵を原因といたしまして、遡及課税を行うかどうかという問題でございます。

すけれども、地方税法第18条の規定によりまして、5年以前のものにつきましては既に時効が成立いたしております。この件については課税は不可能であります、課税が可能な5年間につきましても、税の公平性から考えますと、当事案以外にも同様の事例があるということで、現に公共の用に供しているという実情を勘案いたしますと、課税すべきでないというふうに判断をいたしております。課税をするということになりますと、事務の適切な運用を怠り、租税を減免してきた課税庁側の瑕疵、これを一方的に納税者の責に帰して賦課するということになりまして、納税者の信頼を裏切るという行為になるかと思っております。これは、3月議会の折にも申し上げたとおりでございますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ただいまの関谷部長の答弁は、ほぼ3月議会の答弁と同じだと思います。

3月議会での答弁を改めて引用させていただきますと、関谷部長はこのように答弁をいたしております。「課税が可能な5年間につきましても、税の公平性から考えますと、この事案以外にも同様の事例がございます。現に公共の用に供している実情を勘案いたしますと、課税すべきではないというふうに判断をいたしております。この租税を減免してきた課税庁側の瑕疵を納税者の責めに帰して課税をするということになりますと、何回も申し上げておりますけれども、納税者の信頼を裏切るという行為となりまして、とても納税者の理解が得られないというふうに考えております」と、このような答弁であったかと思っております。

それで関谷部長に再度お尋ねいたしますけれども、今の3月議会の答弁も、それからただいまの関谷部長の答弁にもございましたけれども、この「納税者」という言葉が使われていますけれども、この納税者は市長以外の納税者のことを言われておられるのでしょうか、あるいは松野市長も含めて納税者というふうに言われているのでしょうか。まずその点についてお聞きをしたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 私が申し上げましたのは、松野市長も含めてということで御理解をいただきたいと思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 松野市長を含めてという答弁でございましたけれども、松野市長と一般納税者とを同じ次元の納税者として扱うことが本当に公平かどうか問題であると思っております。3月議会での関谷部長のさきに引用した答弁が、一般納税者に対するものである限りにおいては、わからないわけではありません。しかしながら、松野市長は課税庁側の人間

ではないのでしょうか、どうですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 立場につきましては、一般の市民の方とは違うということでございますけれども、納税者ということに関しては兼ねてみえるといいますか、納税者であり、そして課税庁側のトップであるというふうに認識しております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 立場としては市長、納税者としては一般の納税者というふうな答弁だったように思うわけですが、仮に百歩譲ってそうだとすると、一般の納税者は立場としても一般の納税者なんですね。そうじゃないですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘のとおりでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ということはどういうことかといいますと、同じじゃないということなんです。立場が違うんですから。その違う人を同じように扱うということが、果たして公平性云々ということになるのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘の件は、一般の市民と課税庁側のトップである市長とは、利益の相反行為といいますか、そのことを御指摘だと思えますけれども、私が先ほども申し上げましたように、市長という立場と、そして納税者という立場は、納税者である以上は両方兼ねておるということで繰り返させていただくこととなりますけれども、そういうことだと解釈しております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） あまりよくわかりません。

一般の納税者は、市長という立場でもないんですよ、一般の納税者なんです。だから、行政庁の瑕疵について納税者に責任を転嫁しないということで、先ほど申し上げたとおり、それなら話は了といたしましようというふうに申し上げているんですね。ところが、市長という立場は単なる納税者ではないですね。まさに行政庁側の、課税庁側の人間として、ましてそのトップとして課税に対する知識、責任というものが避けられないと思います。そういう意味においても、一般納税者とは違うんじゃないですか、どうですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） そのことについては、私の方でも認識をしておりますけれども、その件について大変苦慮をしておるとい、本音でございますけれども、御指摘の点がどうしたらいいかという苦慮をしておるとい状況でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私が言いたいことは、要するに課税庁側の最高責任者が、要するに課税庁側の瑕疵によって払わなくてもいいんだとかいうふうなことは通らないということなんです。

繰り返しますけれども、市長という立場は当然のことながら、課税庁側の最高責任者として、条例に基づいて減免申請書を出さなければならないならば、それを率先して出さなきゃいけないんです。それを出してなかったんです。その事実に対して、一般納税者と同じように論じることが果たして公平な対応かということなんです。どうなんですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 大変難しい問題でございますけれども、私どもの判断といたしましては、市長といえども、それが偽りとかそういったことで行われたことじゃないという判断で、課税すべきではないという判断をいたしております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、繰り返し課税をする立場にはしないということを繰り返されておりますけれども、いずれにいたしましても私は課税庁側の瑕疵というのは、松野市長の瑕疵ということにもなると思っております。つまり、課税庁側の瑕疵、松野市長の瑕疵を、松野市長みずからの責めに帰して課税するということは、一般納税者の信頼を裏切る行為になると思われませんか。むしろ、一般市民の常識にかなっているんじゃないでしょうか。その見解をお聞きしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 公平という言葉を使っていいかどうかということは難しいんですけども、私が思っておりますのは、ほかの市長以外にも24件39筆あるわけでございますけれども、こうした方にも課税の信頼を裏切ることになるという判断をしております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ほかの質問もありますので先を急ぎますけれども、今度は市長にお尋ねをしたいと思います。

先ほど関谷部長への質問でも、3月議会における市長の答弁を一部引用させていただきました

たけれども、引用させていただかなかったその後の部分も含めてもう一度引用させていただきたいと思います。

「私自身は、この問題については支払ってもよいという考え方を持っております。ただ、税務の方で課税できるかどうかという問題が1点あります。そのあたりの判断につきましては、税務の方で十分に検討するように言っているわけです」、ここまでは先ほどと同じであります。その後です。それから、「これを寄附でということになりますと、新聞の記事にもありますように、要するに公選法の問題が絡んでまいりますので、非常に難しいということで、要するに動きがとれないというのが現状でございます」、このように松野市長は答弁をされておられます。私の基本的立場は、3月議会でも申し上げましたとおり、地方税法第18条第1項、第2項及び18条の2第3項の規定に基づき、少なくとも7年間分の未納額につきましては、固定資産税として松野市長が支払うべきとの態度でありますけれども、松野市長の3月議会での答弁の内容をもう一度ここで確認をさせていただきたいと思います。

まず第1点目であります。「私自身は、この問題については支払ってもよいという考え方を持っております」と答弁されておられますが、この考えに今も変わりございませんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私は、税務の判断に任せるという考え方ですから、変わっておりません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 税務の判断に任せるということについて、変わっておりませんというのは後段の部分です。私が申し上げているのは、その前段の、「私自身は、この問題については支払ってよいという考え方を持っております」という考えに変わりはないかということをお聞きしておるんです。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 支払うことについては、何も考え方は変わっておりません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 考え方は変わっていないということですので、2点目にお聞きをいたします。

それから、「これを寄附でということになりますと、新聞の記事にもありますように、要するに公選法の問題が絡んでまいりますので非常に難しいということで、要するに動きがとれないというのが現状でございます」と。この答弁は、課税以外の方法でも、課税分を実質的に支払う考えがあるということだと理解をしておりますが、それでよろしいですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 結構です。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） お認めになられておりますので、お聞きをいたしますが、松野市長が課税以外の方法でも支払う用意があるというふうに本気で考えておられるのであれば、「動きがとれないというのが現状でございます」などという言葉は絶対出てこないはずであります。3月議会でも提案させていただきましたとおり、固定資産税額分の減給という方法があるではありませんか。「税務の判断に任せます」などと回りくどい言い方をして逃げなくても、市長みずから減給の条例改正案を提案すれば簡単に済む問題ではありませんか。松野市長、いかがですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 減給という問題は、それなりに理由、根拠がなければできないことでございますので、そのあたりをどういうふうに理論づけするかということのを逆に私は考えさせていただきます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） その根拠を含めて、本当に支払う用意があるならば、今日この時点で明確に研究をされて、研究された結果として、要するにその課税以外の方法でも課税分を自主的に支払うと、こういう具体案を提案していただくのが筋ではないんですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） その減給の理由を具体的にどういうふうに考えるかという問題が具体的に出せないということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） その理由の大前提は、やはり減免申請書を出さなかった。そういうことに対して、先ほどさきにとられた減給の10%の3ヵ月、これは市長として監督不行き届きであった。つまり、監督責任の問題なんですね。その減給だったと思うんです。監督責任が理由だったですね、それは。だから、今度はみずから、要するに減免申請書を出さなかったということに対する基本的な誤り、反省というものを土台にしながら、あとは調査・研究をしていくというふうな方向で考えていただくのが筋だと思うんですね。

いずれにいたしましても、払う用意がある。けれども税務に任せるというふうな言い方で、3月議会でも申しあげましたけれども、結局は払う意思がないということではないんですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の西岡議員のお話の中に、ちょっと論理の飛躍があると私は思います。それはどういうことかといいますと、この減免の事務の手續の仕方について、事務当局が十分にやってなかったと。きちっとやってなかったということの瑕疵に対しての事務的な責任は、私がとらせていただきました。しかし、それに基づいて措置がされてなかったということに対しての、私が申請書を出していなければ、当然課税されてくるべきなんです。それがされてなかったという問題について、事務の手續が漏れていたということで責任をとらせていただいたんですけれども、課税をしてこなかった問題に対しての事務の責任というのを私の方がとるということは、ちょっと論旨が飛躍しているんじゃないかと、このように思います。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） あまりよく聞き取れないんでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、地方税法の第18条の第1項と2項で5年の問題ですね。それと地方税の徴収権で、偽りその他不正の行為により、その全部もしくは一部の税額を免れ、またはその全部もしくは一部の税額の還付を受けた地方税に係るものの時効は、当該地方税の前条第1項に規定する法定納期限の翌日から起算して2年間は進行しない、こういう規定があって、2年ということで、先ほど7年というものは合法的に取れるという大前提があると思うんです。関谷部長、その法の解釈自体は間違っていないでしょう。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘をいただいたとおりでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それで7年分については、取れないんじゃなくて取れるんですよ。取れることが、結局は一般納税者との公平性という観点から取れないんだというふうになっているんですね。そうですね、関谷部長。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） この地方税法の制度上の解釈につきましては、御指摘をいただいたとおりでありますけれども、今回の減免の私どもの措置の考え方は、課税をしないという方向でそういった判断をいたしておりますので、この法の趣旨、制度上、御指摘のございました趣旨は御指摘のとおりでありますけれども、税務課といたしましては、そういう課税をしないという判断をいたしております。以上です。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 先ほど私が申し上げたのは、課税できる、7年間について。18条の第

1項、第2項、それから第3項から7年間は課税できるということをお認めになられておりながら、課税をしないということを決めている。それはなぜなのかということをお言われたわけですよ。それは、公共の用に供しているから、それでもし取れば納税者の信頼を裏切ることになるから、そのことと市長との公平性を考えて、片方を取って片方を取らんというようなことはできないからと、そういう理由でしょう。違うんですか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 先ほどからも申し上げておりますとおり、今、西岡議員さんが言われたとおりでございます。理由は言われたとおりでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） だからおかしいと言っているんですね。法的に取る根拠がちゃんとありながら、その運用において、今のような公平性を欠く云々ということで課税をしないという結論を導くことは間違いだと言っておるんです。一般の納税者の場合には、全く課税庁側の瑕疵として、それは百歩譲っても認めるけれども、市長というのは一般の納税者と違って、まさに課税庁側の人間であるし、納税について自分自身が責任をとらなきゃならん立場にあるわけですよ。それを取らない。つまり、一般納税者と同じように取らないということはおかしいと言っておるわけです。だから、何回言っても態度は変わりませんが、その具体的な取れる根拠について申し上げて、それを認められたということだけを確認したいと思っておりますし、市長についても払うという意思は変わっておらないんだと。課税の方法以外で払う方法も用意があるんだということを答弁されたということだけですので、今回はしっかり確認をさせていただきながら、また別途の手段・方法等によりまして対処していきたいというふうに思っております。

時間がもうなくなってまいりますので、2点目に移ります。敬老会の予算執行についてであります。

敬老会の意義及び開催の仕方等につきましては、議論のあるところでしょうし、今後とも幅広い議論を深めていく必要があるかと思っております。

私は、議会議決と予算執行の関係という観点から、執行部にお尋ねをいたします。

3月議会では、予算原案 321万 1,000円に 698万 9,000円を増額し、1,000万円とする修正案が可決されております。しかしながら、4月21日の自治会長会議で松尾部長は、一律 350円、出席者 1,350円というふうな話をされたそうでありますけれども、まずその事実確認をしたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 西岡議員の御質問にお答えします。

4月21日の自治会長会議の席上で発言した内容につきましては、敬老会を実施された自治会等の助成対象者に1人当たり350円を限度に助成させていただき、その行事に参加された場合は1人当たり1,000円を限度ということでございますので、参加された方については1,350円ということでございます。1,000円を追加して1,350円ということで、平成17年度の敬老会の市の敬老方針とか、助成の方法等について御説明を申し上げたところでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 今、松尾部長の答弁にもございましたけれども、4月28日付で「敬老事業助成金の交付について」という文書が自治会長あてに送付をされておりますので、この事実は間違いのないことを確認いたしました。つまり、議会の議決内容とは異なった予算執行を執行部が考えているということであります。

そこでお尋ねをいたしますけれども、どういう経過の中でそのような計画になったんでしょうか、お聞かせください。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） きのうの松野藤四郎議員のときにもお答え申し上げたわけですが、重複するかとも思いますが、もう一度御説明申し上げます。

まず経緯でございますけど、昨年度敬老会を開催されました自治会長さん、また老人クラブの会長さん及びその対象となる参加者の御意見等も十分聞きながら、私の方で意見を集約しました。それにつきまして、各自治会長さんからの御意見等では、参加者1人当たりについてはお弁当代は1,000円ぐらいでいいのではないかとか、欠席者も見えますので、その欠席者には何とか対応してほしいとか、またお世話をさせていただくボランティアの方々について、非常に御迷惑をかけておるので、その点も考慮してほしいなどの御意見を拝聴いたしましたので、執行部といたしまして、その内容を十分検討させていただきまして、17年度の敬老方針を決定させていただきました。それで、敬老の実施方針につきましては、16年度と同様、各自治会で地域コミュニティーを大事にさせていただくということで、自治会で敬老会を開催していただく。それから、助成対象年齢は昨年と同様75歳以上とするということでございます。助成金額の内容につきましては、先ほど各自治会長さん等の意見を集約しまして、欠席者については何ら配慮してございませんでしたので、まず自治会が敬老会を実施された場合、敬老対象者1人につき350円を助成し、参加された方につきましては1,000円の追加助成をします。なお、ボランティアの関係団体につきましては、昨年は30人までが5,000円、31人から50人までが7,500円、51人以上の方につきましては1万円という金額をそれぞれ倍額とさせていただきまして、1万円、1万5,000円、2万円とさせていただいたという経緯がございます。以上でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それではお聞きいたしますけれども、予算を議会で議決した後で、当該の事業の予算額やその内容について住民から意見を聞くというような事例は過去にあったのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） その点については、詳細確認しておりませんので、ちょっとわかりません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 重要な問題だと思うんですね、これは。議会の予算の議決とその執行について、議会で議決をした後に予算額の内容について、あるいは事業内容についてもう一回住民に聞く。言葉を変えますが、こういうやり方は本来のやり方ですか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 私ども議会で修正された件につきましては真摯に受けとめておりますが、実際私どもは当初積算していた内容と違いましたので、その執行については自治会をお願いするという立場から、それぞれの自治会とかいろんな方について御意見を拝聴したということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ですから聞いておるのは、そういうふうなやり方が本来のやり方ですかと聞いておる。別の言い方をすると、本来の予算の編成の仕方というのはどういうことやっていくんですかということと同じようなことでしょうか、私が聞いているのは。そういう意味において、そういうやり方が本来のやり方ですかと聞いておる。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） その点につきましては、私の方は17年度当初予算につきましては16年度同様の敬老会をお願いしたいということで予算を提案したわけですので、それについて修正があったということですので、それについての実施方法を、いろんな方法論があろうかと思っておりますので、実際参加される人とか、実際昨年度敬老会をやられた内容等を参考のためにお聞きしたいということです。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ですから何回も申し上げておるように、執行部は当初予算で議決をされた予算について、今回の敬老会の修正案に可決された予算と同じような、再度議決をした後

で、住民の皆さんから聞くようなことは、予算額についても、あるんですかと聞いておる。どうですか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 予算を修正されまして 1,000万ということですので、予算を執行する中では、実施する段階においては適正に私どもも執行したいということから、住民とか、あるいは実際自治会長さんの意見を聞いても、まんざら間違いではないと私は思っております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 予算を議決してから住民の意見を聞くことが間違いであるかどうかということを聞いておるんじゃないんですよ。そんなことを聞いているんじゃない。そういうやり方が本来の、今までやってきたあり方かどうかということを聞いておる。本来の予算の編成の仕方はどういうことかと聞いておる。それに対するきちっとレンズの合った答弁ではないということなんです。

要するに、議会の議決した予算に対して、執行部の側は異議があったということですね。そう理解していいんですね。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 考えとか意見等いろいろありますけど、今回については増額修正された議会の議決を私どもは真摯に受けとめながら、今回助成金の交付要綱の一部を改正させていただいたということでございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 真摯に受けとめながら、1人 3,000円の議決内容が1人共通して 350円、出席した人は 1,000円上乗せするということが、真摯に受けとめるされてことなんでしょうか。とんでもないですよ。私は、異常だと言っておるの、そういうやり方は。異議があったかどうかと聞いておるの。異議があったかという質問に対して、いろいろあるけれども真摯に受けとめながら、そして結論は1人一律 350円と出席者 1,350円。そういうふうな態度、そしてこの場に及んでの答弁というものが異常だと言っておるの。

気に食わないのであるならば、きのうも出たという話をちょっと聞いたんですけども、地方自治法の第 176条の第 1項、これ何ですか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 内容を十分把握していませんが、きのうの件で言うと再議に付するということの条文かと思えます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） そのとおりですね。176条の第1項は、普通地方公共団体の議会における条例の制定、もしくは改廃、または予算に関する議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その送付を受けた日から10日以内に理由を示して、これを再議に付することができるとの規定があります。なぜ再議に付さなかったんですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私どもは予算を御承認いただいた後、執行する段階において、それぞれの執行の仕方というものをいろいろとチェックというか、検討しながら執行していくわけでございます。そういう意味で、この修正案につきましては、執行上におきましては支障がないという判断で再議をかけなかったということです。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 議会の議決と予算の執行部の執行の問題を今市長のように受けとめられたら、これはとんでもないことだと思うんですよ。自分たちの提案した予算については、そのまま実行する。むしろ不用額がどうのこうのなんていうようなことは、全くの例外的な話ですよ。一般的な話じゃないですよ。一定の積算根拠に基づいて1年間の見積もりをするわけでしょう。予定的見積もりをするわけですね。根拠があるわけですよ。それを執行するわけですよ。そうでなければ、予算なんていうもの自体が意味がないですよ。100億つくって50億しか使わなんだら。なんていうようないいかげんなものが予算ではないはずですよ。

その意味において、議会が1人3,000円で議決をしたということで、再議にも付していないというのであるならば、こういう法があるにもかかわらず、その法を活用しなかったということは、どういう状況かという、議会が議決をした内容というもの、そして1人3,000円という額というものを執行部は異議がないものとして認められたと、こういうことじゃないんですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 議会が修正をかけられたことに対して、一番初めにおっしゃいました敬老会の開催の意義、あるいは開催の仕方、そういうような点について議会がいろいろおっしゃっていること自体というものは、私ども十分に踏まえながら執行というものを考えておるということでございます。だから、その辺で議会のお考えになった敬老会のあり方というものは十分に踏まえているというのが私どもの判断でございます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） とんでもないことですよ。そんなことでやったら、議会の議決なんていうものは意味がないですよ。議会で議決をしたということは、その意思に基づいて粛々と執行部は予算執行をするということなんです。それを議会は議決をしたけれども、執行については執行部の判断で、どれだけ使うかは勝手です。こんな解釈で議会の議決というものを考えられたら、先ほど山田議員がおっしゃっていましたが、二元代表制なんていう原理はすっ飛んでしまうんじゃないですか、いかがですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 実際に執行してく段階におきましては、私どもはこの事業をどういう目的で、どういう形で展開していくかという基本的な考え方というものをきちっととらえながら、いろいろと検討していくわけでございまして、決しているいろいろと御協議をいただきました内容につきましてといいますか、目的とかそういうものにつきまして、私どもは決しておるそかにしているわけではございませんので、その意味ではちょっと御指摘の点は違うんじゃないかと思えます。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 平行線ですけれども、予算の執行権は執行部が勝手にどういうふうによってもいいという問題ではないと思うんですよ。その大前提のために、全住民から選ばれた議員が議会で予算を議決する。その重みを踏まえて、執行部は粛々と予算を執行する。だから、二元代表制なんだと思うんですね。そこところが非常に違うと思います。

結論を言えば、1人3,000円と議会在議決したら、執行部がそれで執行する。ただ、先ほど松尾部長も言っておられたように、開き方だとか、あるいはさまざまな皆さんの御意見をいろんな場所で拝聴するということがあってもいいと思いますよ。ただ、その前提は3,000円で決めたら、その予算を執行するという大前提がなければだめだということなんです。だから、平行線ですから、結論で申しわけございませんが、非常に議会の議決というものを軽んじておられる。執行部が何でもできるんだと。それは誤った執行権の横暴であります。執行権の乱用であります。議会の議決権に対する侵害行為であります。そのことをしっかり踏まえていただきたいと思えます。

時間がございませんので、堀越紡績の跡地の購入の問題につきましても、先ほど堀議員が詳細に執行部に質問をされておられました。

時間がございませんので、一、二申し上げれば、これだけの5,840.75平米（1,770坪）、額にして2億円以上の事実と反する内容を、最終段階の詰めが甘かったとかいうことで議会に提案をされた。そして、先ほど堀議員がおっしゃっていましたが、この場で初めて「申し

わけなかった」と。それまでは一言もそういう言葉が出されてないわけなんですね。

もう一度聞きますが、そのことについてもう一度助役、みずからの責任の所在と、責任の程度について答弁ください。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 御指摘の件につきましては、十分反省いたしております。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、先ほど市長の答弁、助役の答弁ございますけれども、本当に反省していると思わないんです。そして、執行能力についても大変問題があると思います。といいますのは、本当に反省をしておるのであれば、撤回をした後に間髪を入れず、新たな給食センターを購入するという議案を追加上程するというふうなことはないと思うんです。まずその前にやるべきことがあるんじゃないですか。それは、今申し上げたように、余りにもずさんで、事実と反する議案を提案したことに対するみずからの責任問題をはっきりさせること。それをしなければ、それをあいまいにして、市長も助役も新たな議案を追加提案するなどというがごときは、それこそ先ほどの問題と同様に、議会というものを何と心得ておるか。執行部のやることは何をやってもいいんだと、そういう態度なんです。だから、反省をしているとは思えないということなんです。違いますか、助役。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 私としては、西岡先生がおっしゃるようなふうには思っておりません。要は十分そのことについては反省していますし、今おっしゃったことのように思っておりません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ですから、反省をしているのであれば、みずからの責任に対するしかるべき措置をみずからきちんと議会に対しても表明をしなければいけません。申しわけないとか、悪かったとかいう言葉の問題ではないんです。そんなことで反省したなんていうことにはなりませんよ。こんな重大な問題、追加提案の仕方の問題もね。

というのは、じゃあ聞きますけれども、3月24日だったかと思いますが、地元の住民が給食センター建設反対の陳情書を200名近い方たちが連署して議長と執行部あてに出されていると思うんですね。しからば、今度の追加上程する議案の内容についても、この地元の皆さん方には報告をしたり、話し合いをしたり、そういう場はあったんですか。それはどうですか。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） それはございません。と申しますのは、あくまでも議会の議決を経るな

り、まだその土地自体かどうなるかということもわからない時点でそれを実施することが、果たして適当か、適切かどうかという問題が残りますので、それは実施しておりません。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） それがあたかも口実であるかのように言われますけれども、問題は陳情を出して、給食センター反対だということはもう3月24日段階の話ですわね。今度の追加上程云々という問題とは関係ない、前の時点の問題ですよ。ですから、私が申し上げるのは、その時点から署名をされた市民の皆さん、住民の皆さんのお考え、あるいは要望だとかいうことを、さらにこういう追加上程をするのであれば、余計にその前の撤回をした議案の内容も含めて御報告を申し上げるというふうなことが執行部にとって住民の立場に立った対応の仕方ではないのかどうかということです。いかがですか。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 撤回をさせていただいた、時間的にも、その間も時間はあるわけではございませんし、方向を決めたのがその時点であるということでございますので、前もってそのことについてやっていくことが適切かどうかということは、適切ではないというふうに思います。

〔19番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 時間がありませんので、またこれも結論を申し上げますけれども、結局執行部の態度というのは、住民無視、そしてその代表者である議会無視、執行部の独走、まさにファッショ的な運営、これが瑞穂市政の基本的な態度であるというふうに私は断じざるを得ないわけであります。

最後に申し上げますけれども、助役の「申しわけなかった」、市長も先ほど堀議員の質問に対しては、最終的な詰めが甘かったとおっしゃっていますけれども、そんなことでは済まない問題だというふうに思っております。助役には再三そのことを申し上げましたが、市長の見解を最後にお伺いをして質問を終わりたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 堀越さんの件につきましては、用地の面積を十分に詰めてなかったという点では、御指摘のとおりだと思います。

それから給食センター反対の地元の陳情書、これは私が直接受け取りました。そして、私はそのお持ちになった方にはっきりと申し上げております。それはどういうことかといいますと、この計画が具体的になったときに、陳情での反対の理由というものをそのときにお伺いしました。その反対の理由について、一つ一つ、これについてはこういう対応をさせていただきます

というような形できちっと説明をさせていただきますということでお話を申し上げさせていただいて、お帰りをいただいたということでございます。

それからもう一つ付言をさせていただきます。この給食センターの反対の署名は、たくさん御指摘のようにお書きになっていらっしゃるけれども、御指摘の影響がある、迷惑だからという事項に対しまして全く無関係な方、端的なことを申し上げまして、例えば騒音だとか、車の出入りが多くなる、それから生活排水が給食センターの排水で河川が汚れるからという反対の署名をしておられるんですけども、これは共鳴という形の署名だと思いますけれども、この地域に全然住所を有しておられない方の名前もかなり入っているということもはっきりと申し上げておきます。ですから、私としては、署名された皆さんというよりも、お隣、近くに住んでおられる方々にしっかりと説明していく必要があるのではないかと、このように考えております。

それから、今の堀越さんの用地の問題につきましては、いろんな点で御指摘のようなことがありまして、私ども最終的な詰めが甘かったことは確かでございます。そしてまた、それを撤回した後すぐに追加提案を出したのは不見識じゃないかという御指摘でございますけれども、この土地という問題は相手のあつての話でございますので、先方さんがそれだけの時間の余裕がいただけるかどうかということが非常に大きな問題になるわけでございます。ですから、これを撤回させていただく前の段階におきまして、総務委員会のいろいろな御議論の中でも、給食センターの統合、ハリヨの池の保存、こういうものについての必要性はそれなりに御理解をいただいていたというふうに理解をしております。また、堀越さんのそれ以降の動きというものが出てきて確定する前に、その問題については十分手当てをしておく必要があるということで提案をさせていただいたということでございます。

いろんな点、確かに先ほどの御質問の中でも申し上げましたように、この予算を提案させていただく過程での詰め甘さという点については、御指摘のとおりで大変御迷惑をおかけしたかと思っておりますけれども、この用地取得に向かって私どもが考えてきている一連の事業計画というものは、まちづくりに向かって必要なものだというふうに認識しております。

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 終わります。

議長（土屋勝義君） 以上で、西岡一成君の質問は終わります。

次に、14番 広瀬捨男君の発言を許します。

14番（広瀬捨男君） 14番 広瀬捨男でございます。

傍聴者の皆様には、昨日から引き続いて長時間にわたり本当に御苦労さんでございます。私が最後になりますけど、よろしく願いいたします。

それでは、議長から発言のお許しを得ましたので、通告に基づき、1番、治水事業の推進に

ついて、2番、常設消防の新体制の確立について、一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず初めに、治水事業の推進についてお尋ねをいたします。

瑞穂市は、長良川、揖斐川など多くの河川が流れ、旧本巣郡の南端に位置した平地であり、一たび長良川、揖斐川等が出水して洪水となると湛水して、農作物等に被害が大きく、先輩に承るところによりますと、江戸時代、西濃地方だけに存在しておった輪中組織によって、私たちの先祖はそれぞれの地域で水害から守るために、悪水路を掘り、堤防をかさ上げして、努力されてきたようでございます。明治時代になって、国の直轄事業として河川工事が計画されるようになり、当地方では大正時代になって木曾川水系の改修計画が立案され、昭和初期に長良川堤の改修工事が着工されたと聞いております。その後、幾多の戦争が勃発し、中断をされ、長良川の大体の河川が終結したのが昭和30年ごろと承っております。

その後、皆さん御存じのように、昭和36年の6月、集中豪雨によりまして、岐阜市の雨量が6月24日、25日、2日間の降雨量で340ミリ、総雨量が593ミリという記録的な雨量で、旧穂積町の大半が水没したわけでございます。

その後、水害が小さいのがありましたが、昭和51年9・12水害では、岐阜市の記録では連続雨量424ミリ、総雨量840ミリに達し、この地区では過去最高の記録であったようです。

この間、市執行部としては、河川の整備と排水対策事業についていろいろ努力をされたわけでございます。その結果、災害救助法が適用され、激甚災害特別緊急事業として国土交通省は犀川第3排水機場等の設置計画等に努力をされ、さらに岐阜県では五六川、中川等々の中小河川の改修等、多くの事業が実施され、51・9・12水害以降、幸い大きな水害は起きておりません。

「災害は忘れたころに」という言葉がございます。行政は常に自然の災害に対する気構えが必要と考えます。皆さん御承知のように、瑞穂市も宅地化が進み、遊水地としての水田面積が農水省の統計によりますと、昭和40年度、旧穂積地区が845ヘクタール、旧巣南町が616ヘクタール、合計で1,460ヘクタールありました。昭和50年度は、先ほど言いました昭和40年度に比べて約27%の減ということで1,095ヘクタール、昭和60年度は10%さらに減って、40年度に比べて約37%減で928ヘクタール、平成5年度は、さらに5%減少しまして、同じく40年度比で約42%減の849ヘクタール、平成15年度はさらに5%減の40年度比約47%で779ヘクタールであります。さらに、近年は地球温暖化等々で集中豪雨が多くなり、昨年などは海水温度が高いとかいろんなこともあったようですが、台風が従来なら9月というのが、早くから遅くまで何回となく来たことは皆さん御承知のとおりであります。そのため、36・6、51・9の災害の、ほとんどの方が災害をこうむったわけでございますが、その多くの住民の皆様が、やっぱり水害の脅威にさらされておられるわけでございます。

第1点目として、現在、岐阜県が管理されている犀川第1排水機、毎秒4.2トンが2台設置

されておりまして、総排水量は 8.4トン、これが昭和26年に完成をしております。そして、犀川第2排水機は毎秒5トンが4台、総排水量は20トンで、これは40年、最終的には43年に完成をしており、老朽化もしているわけでございます。

このたび、国土交通省が管理されている犀川第3排水機、現在毎秒35トンの排水量を持っているわけですが、御承知のように55年に新設をされ、15年度完成ということになっております。その隣接地に犀川統合排水機場を、先ほどの排水機と総合的に扱うということで聞いておりますが、その完成年度はいつごろになっているか、お尋ねをいたします。

それでは質問席に移ります。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） まず犀川第1、第2、統合排水機場につきましては、国の公共投資額の厳しい中、特定構造物改築事業として、平成19年度の運転開始を目途に、機場の基礎も現在完了し、ただいま本体の土木工事が進められております。また、前池及び新河道用地の丈量測量の立ち会いも、地権者の皆様の御理解により、国・県において、この2月以降に全員の方の立ち会いも終えられたと聞いております。今後は、引き続き用地買収の段階になりますが、地権者の皆さん方の御理解をいただき、また地域住民の皆様の御協力をお願いしつつ、当初の完成に向けて国・県に促進要望してまいりたいと考えております。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 19年度完成に向けて、いろいろと骨折っていただいておりますので、ありがとうございます。

それでお聞きするわけですが、過日、犀川の管理事務所へお邪魔をしたわけですが、御承知のように岐阜県の河川情報システムデータによれば、平成12年9月12日、東海豪雨なんです、そのデータによりますと、岐阜市の降雨量が2日間連続雨量で224ミリ、これは雨が短かったので、総雨量で224ミリだったそうです。先ほどお話ししました51・9・12水害のときは、2日間の連続雨量が424ミリ、51・9・12に比べると、2日間連続雨量で約半分であったわけでございます。そのときは排水機をフル回転して、災害の内水位が6.8メートルまで上昇したそうでございます。それ以後は、そういうデータはないということであります。所長とか職員の方にもいろいろお話を聞いておったんですが、先ほど言いましたように、犀川の第3排水機が、いわゆる平成12年の今の排水機を運転しても内水位が上がったというときから、先ほど言いましたように、平成14年、15年と10トンが1台ずつ増設され、毎秒15トンの第3排水機が現在は35トンになっているということでございます。

それで、いろいろ現場の方にもお話を聞いておったんですが、排水機は仮に大丈夫であっても、やはりこういう異常気象とかいうことで長良川が増水すれば、やはり排水機はとめざるを

得ない。そういうときは、本当に危ないかもわかりませんと。自然というものは怖いし、このごろの異常気象で本当にどんなことがあるかわからんということで、いろいろと苦慮されているようでございます。

そこで関連してお聞きするんですが、市として上部機関に対して、今まで骨折っていただいてこれだけになっておるわけでございますが、聞いてきた話によると、万全ではないということもあるので、やはり堤内の排水路を早く排水機場まで持ってくる、そして長良川へ出すと。長良川が増水しない前に出さないと大変だということもありますので、その辺の今後の上部機関への働きかけ、あるいは市として、県の関係になるかと思いますが中小河川の考え方等がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） まさに議員御指摘のとおり最近の豪雨は、ある地域に集中的に降るということで、昨年も時間雨量 110ミリの降雨が県内でもございました。そういう中で、治水に対する考え方は、機械の部分も当然あるわけですが、いかに早期に本川に水を吐くかと。その関連がございまして、天王川樋門も生津地内で一昨年完成しました。これはまさに河川の改修が伴いますということで、河川の流下能力を上げて早期に1級河川に出すと。長良川ですね。あるいは犀川堤外地におきましても、遊水地事業で河道の改修と支派川の整備によりながら、遊水地放下の前に長良川の本川に出すということで、それが長良川の本川が上昇によって出ない場合、制限湛水を決める範囲で水の強制排水を行っております。そういう段階で、やはり我々は治水として、まず河川の河道整備を市も含めて地権者の方と一緒に促進することが大事だと考えております。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） それから、先ほどとちょっと関連するんですが、2点目といたしまして、瑞穂市内を流れる岐阜県が管理されている平野井川、長護寺川、中川、糸貫川、天王川、新堀川等々の中小河川の改修事業の推進計画についてお尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 市内の河川改修ですが、これは長良川河口堰の完成後、河口堰関連緊急治水事業として、先ほど言われました第3排水機の20トン、あるいは糸貫川の8トンの増設、新規に宝江川排水機の3トンの新設と、先ほど言いました天王川の樋門の完成がございまして。そういう中で、県が管理する河川の改修につきましては、糸貫、五六、天王につきましては、現段階での完成断面だと聞いております。犀川につきましては、御承知のように牛牧地内ですね。犀川の下犀川橋の改修をしながら拡幅ということで、下流側には多少鉄橋等もございまして問題はあると思いますが、現在、改修事業が進められています。

また、御質問の長護寺川につきましては、これも市長がきのうお答えしましたように、将来的には改修があるわけですが、現在では、巢南庁舎の前付近の130メートルは完成しておりますが、あと19年度以降、これは非常に自然の川ということで水生生物等の生息できるような河川環境にしたいということで、市としても陳情しながら、19年度以降に現段階では事業化ということをお願いしております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 今、状況はお聞きしたんですけれども、市の執行部として、もう少しこの点を強調していきたいということがありましたら、市長にお答えをお願いしたいと思いません。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今、広瀬捨男議員のお話のとおりで、治水に対しての基本的な考え方は、できるだけ早く本川に出すということと、排水機場を動かす場合に、そこへの水をなるべく早く集めるということが大きなテーマになるかと思っています。

それで、本川の水位の問題は、過去の歴史をお話しになりましたけれども、去年の台風23号で御存じのように、長良川の旅館街が水についたことがございます。あれを見ておりましても、河口堰の効果というのは非常に出ておりまして、実は忠節橋の水位観測所では過去最高だそうです。9・12よりも水位が深かったということで、最高の水位を記録したということなんです。墨俣の観測所はそれよりも低かったということで、河口堰の効果は出ておるのかなと、こんなふうに思っております。

それで、私どもとしては本川の方の対策はそれなりに進んでおりますので、今むしろ考えなければならない問題は、今申し上げました内水をできるだけ早く排水機場へ集めること。それからもう一つは、局地的な集中豪雨が、最近の雨は変でございますので、あの雨に耐え得るように全市をやるということはなかなか難しいんじゃないかと、ちょっと悲観的な物の言い方をしていけないんですけど、そういう意味でそれぞれの地域を走っています水路、普通河川ですね。これの水を加えることのできる能力を落とさないように、特に最近はすぐに道路なんかの関係で暗渠にしたらどうかとか、あるいは住宅開発で橋をかけたりとか、いろんな形で水路というものを非常に軽く見ておられる可能性がありますので、そのあたりを大事に管理していかなければいけないんじゃないかと、こんなことを基本的に思っています。

県の管理しております河川で、今一番大きな課題として残っておりますのは犀川ではないかと、こんなふうに思います。

それともう一つ強いて申し上げれば、瑞穂市の上流部、北方町、あるいは本巣市との河川につながっておりますので、そのあたりでの河川管理の連携というもの。一方的な瑞穂市の言い

分で申し上げれば、上流部の河川改修について下流に対しての配慮というものもお願いをしていくという努力も必要ではないかと、こんなことも思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 考え方として、市長からいろいろ回答いただいたんですが、例えば中川も第1期工事は済んで、その当時、2期工事がされるともう少し川底が下がるというようなこともその当時聞いておったんですが、現在では、先ほど市長の言われましたように上流の方、いわゆる今本巢市になったんですけど、小柿の辺までは幅広く来ておるわけですね。それが旧穂積というか、瑞穂市になると幅が狭くなって、あの辺のところもちょっと心配だなというところもあるんですけど、今、市長が言われたように、内水を早く排水機のところまで持っていくと。持っていかないと、ある程度水位が高くないと排水機は回らんわけですから、そういう点で、例えば私、全体の勉強はまだあれなんですけど、中川なんか典型的に瑞穂市の間が狭くて、曲がりくねっているのはやむを得ないんですけども、そういう点では本巢市の人にも言われることがあるんですけども、私は県がやるんだから、今調整監も来てみえるんですけど、下流から直すといいんだけど、あれが土地区画とかいろんな面でやったと思いますけど、上流の方がすきっとしていて、瑞穂市のところで流れが悪くなっているように思うんですけど、それ以外にもいろいろな河川を見ると多少のことはあると思いますが、例えば中川の第2期工事というか、流れをもう少し低くするとか、その辺のことについて県への働きかけとか、そんなことについて腹案があったらお聞かせ願いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 中川は、瑞穂市内は1級河川で、本巢市内は普通河川だと思っています。受け皿としては瑞穂市内ですが、管理する機関が市と県の違いでございまして、逆にそこら辺の整合性をとってやらないと、かえって上の水を受けるとなると、受けの方の改修が先だと思しますので、そこら辺は今後、長良川の合流点ですね、墨俣の。あそこの堰がありますね、今、本川との合流点の落差。ああいうものが穂積地内の中川樋門のところでありまして。そういうものも一体的に下流側から考慮して、どんな形で受けるかということが今後課題でございまして、その辺を含めて今後県と協議しながら、第2次の改修を考えていきたいと思っています。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 三つ目としまして、瑞穂市が管理者となっている牛牧、花塚、別府排水機場についてお尋ねをいたします。

牛牧排水機については、総排水量が毎秒3トン、1.5トンが2台設置してあると思いますが、

これは昭和32年完成。それから花塚排水機については 2.4トンで、昭和34年完成。別府排水機も1.37トンで、昭和34年完成ということになっておりますが、この3カ所の排水機場につきましては、皆さん御存じのように従来かんがい排水事業で設置されてきたわけでございます。現在では、先ほど言いましたように水田が少なくなり、宅地排水の性格が強くなっており、平成12年12月議会で質問をさせていただいた際、牛牧排水機については、犀川遊水地関連事業で支障移転の計画があり、今後、国土交通省と詰めることになっているという回答でした。その後の経過についてお尋ねしたいと思います。

また、花塚、別府排水機については、オーバーホール等を考えて対応する考えであるという回答でございました。私は、牛牧排水機については国土交通省で詰めるということで、いつごろになるか、詰めていただいております経過を教えていただきたいのと、花塚、別府排水機については、どんどん宅地化され、本巢市の人にも言われたことがあるんですが、駐車場とかそういうものはみんな輪中堤ぐらいの高さになっておると。一概に本巢市のまねとは言いませんけれども、本巢市の場合、いろんな商業施設にしてもできるだけ駐車場を低くしていると。そんなこと等々もありましたけれども、先ほど市長からも考え方をお聞きしたんですが、宅地でもほとんど最近建つうちは、瑞穂市を見ていると輪中堤と一緒に、もしくはちょっと高いくらいで、本当に貯水池としてのあれは全然ないということでございますので、その辺のところの、特に花塚と別府の排水機については、私は拡充すべきと思いますが、その辺について市長の考え方がありましたらお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 御指摘のとおり、現在進んでまいります宅地開発は、ほとんど小輪中の高さを基準にして造成をしておられるようで、昔のように水田の保水能力といいますか、遊水容量というのがどんどん減っております。だから、先ほど申し上げました局地的な集中豪雨に非常に弱い状況が出てきつつあるということでの対応が大切かと思えます。

特に牛牧、五六西部は建設省との絡みがありますのであれですけれども、花塚と別府の排水機場が市として直接考えていかなきゃならん排水機場でございますけれども、ところが今の排水機場の状態を見ておりますと、むしろそこへ水を集めてくる方が逆に課題になってきているという感じがするわけで、むしろ水路整備のあたりにもっと重点を置いて、機場が今の御指摘の能力いっぱい使えるような条件整備の方がむしろ大事じゃないかということも私は思っております。

それと同時に、この2施設もかなり老朽化しておりますので、根本的なオーバーホールというか、改造といいますか、そういうものも考えていかなければいけないのではないだろうかという思いでおります。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 市長にもう一回お尋ねするんですけど、老朽化でオーバーホールということをおっしゃったんですけども、確かにそのところへ水を集めてくるのも大変ですけども、老朽化のため、いつとは言いませんが、回そうと思ったらふぐあいということも聞いておりますので、新設の方がいいような気がするんですが、部品も古くてなかなか調達も大変だし、そういう点では市長にぜひ新しく変えていただく、そんな考え方についてお尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 花塚につきましては、時々、はっきり言いまして故障を起こすということで、今回も定期点検でモーターの捲線更新が必要ということで、また9月補正でお願いするつもりですけども、現段階を考えてみますと、さっき市長さんが言われましたように、やはり能力的なことはありますけれども、こういう雨の場合、我々考えなきゃいけないのは、早期の1級河川への放流。ということは、普通河川での排水効果の能力を考えながら宅地開発指導というものと、また先ほど言われましたように大規模開発の場合は、開発許可基準で貯水能力の池ですね。たまたまりオの方は開発面積を超えまして、下流の河川の軽減ということで、駐車場を池にしております。例えば私の方でもそういう区域が出ますと、当然今の基準に合ったような形で、貯水効果を出せるようなことを考えるのがまず第一で、あと下流側の本川とか天王、あるいは犀川水系の治水効果を考えながら、その段階でその程度の考えが必要だと思います。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 市長にと思ったんですが、今部長の方からお聞きしたんですけども、くどいんですけども、先ほど別府と花塚の排水機は新設していただくという方向にぜひと思うんですが、市長はどうなんでしょうか。オーバーホールばかりでは、したようでもふぐあいができたり、別府の排水機もちょっと回そうと思ったらという話も、ここへ上がっているかどうか分かりませんが、その辺の考え方はぜひ近いうちに新設というか、新しい機械に取りかえるということについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 別府の排水機も1遍動かなかったことがあるんですね。原因をよく調べてみたらヘドロがたまっちゃっていて、要するにサイホンが働かなかったと。あれは完全に正直申し上げて管理ミスだと思っております。

そういう点を考えていきますと、一番大事なことは、そういういろんな事態のときに支障なく、事故なく、機場が十分に稼働するように絶えず管理をしていかなければいけないというこ

とかと思います。

今の御指摘の更新の問題も一つの考え方だと思いますけれども、私ども現設備を使うこととのにらみ合いで見ていきたいと、このように考えております。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） ありがとうございます。ぜひ両方検討するということですが、私は古いものをあまり直しておるよりも、むしろ新品にした方がかえって経費的に安いんじゃないかなと思いますので、その辺に重点を置いてぜひ検討していただきたいと思います。

それでは次に、常設消防の新体制の確立についてお尋ねをいたします。

瑞穂市における常設消防の新体制の確立については、平成20年4月1日より本巢消防に参画の予定であると聞いておりますが、現在、事務打ち合わせ、一昨日も何かあるかに聞いておりましたが、協議をしていただいております中で、どのような問題点があるとか、今後どのようなところが食い違っているだとか、そんなことは差しさわりのない点だけでも結構ですけども、非常に皆さんも関心があり、先ほど言いましたように、どんな地震があつたりしても火災は起きるわけでございますので、そういう点についてまずお尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの質問にお答えをいたします。

御指摘ございましたように、岐阜市消防は平成20年3月31日までというふうになっております。本巢消防事務組合への加入について、昨年9月に市長から本巢消防事務組合の方へ申し出をしていただいたということでございます。現在、幹事会等で検討いたしておりますが、その中でどんな問題があるかということでございますが、本巢消防事務組合に加入したときに、まず穂積分署の消防力の維持、そして向上のために車両等の配備計画、どういうふうに配備をしていくかという計画のことを検討しております。そして2点目に職員の配置人員、救急救助体制を踏まえまして、職員を何人配置していくかということ。そして3点目でございますけれども、穂積分署に配置された職員、職員については平時鍛練が必要ということで、訓練場を確保しようということで、その問題も現在検討いたしております。そして4点目は財産の取り扱い、土地・建物・車両・備品関係でございます。そして、最後5点目でございますけれども、債権・債務・基金等の取り扱いについて、現在幹事会で検討をなされまして、御指摘ございましたように、去る6日、第1回の検討委員会を行っていただきまして、これまでの経過報告がなされたということでございます。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 承るところによりますと、岐阜市消防に比べると本巢市の方は救急救

命士も非常に多いということも聞いておりますし、また先ほど3点目だったですか、穂積分署の訓練場ということは、どのくらいの用地を確保せよと言っておみえになるのか、その2点についてお尋ねします。岐阜市に比べると、救急救命士が本巢消防組合の方が多く承っておりますが、比較するわけじゃございませんけれども、その辺のところがあったらお聞かせ願いたい。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 現在、本巢消防事務組合には救急救命士が12名配置されております。岐阜市消防の方はちょっと。

それから消防職員の鍛練のための訓練場の確保の件でございますけれども、当初1,500平方メートルを確保してくれということで、本巢消防事務組合の方から提案されております。いろいろ経過の中で最低800平方メートルは何とかということで、現在検討中であります。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 今の訓練場の800平方メートルというのは、今現在の分署の近くということでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 本巢消防から指示をいただいておりますのは、この分署から目が届く範囲内ということでございます。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 目が届く範囲という限定されるので、先ほどのいろんなことで市長からの言葉じゃないけど、用地の買収にしても借りるにしても、あの辺は大分田んぼも少なくなってきたておりますし、建物も込んできたから大変だと思うんですけど、考え方としては駐車場といってもあまり広くもないし、まだ今は検討中だと思いますけど、市長としては、例えば1,500平米から800平米になったということですけど、腹案があって、こんなところにしたいたか、今の駐車場はちょっとあれだから、こんなところということがありましたら、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の問題は、検討委員会で考え方がまとまって、具体化していく段階で検討していく事項かと思っておりますけれども、私自身が思っていますのは、逆に分署をあそこに置いておかなきゃならないのかという、もう一つ飛んだ発想も視野の中に入れてみてもいいんじゃないだろうかと、こんなことも思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） どうもありがとうございました。

私思うのに、この前、常設消防について一般質問させていただいたときに、ちょうど岐阜市が断ったときだと思いますが、市単独か、あるいは本巢消防に加入をしていくかということで、結論的には広域がいいということだと思いますが、本巢消防に申し入れをされたということですが、実際、今言われたように、瑞穂市が中心になって負担も相当すると思いますので、財産等いろんなことがあると思いますけど、考え方によってはあまりハードルが高かったらというようなことも考えておみえになるかどうか、その辺のところを市長にお尋ねしたいんですけど。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私自身は、検討委員会でいろいろと御議論いただきました結論に従って、常備消防の問題は整備していきたいと考えておりますが、現在は本巢消防に入るということで検討しておりますけれども、瑞穂市としてみた場合には単独との比較の中でも検討する必要はあるのではないかと思います。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 確かに検討委員会であると思いますが、代表者は議員2人と総務部長なんですか、検討委員会として行かれるのは。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 議会の中で藤橋議員さんと山田議員さんと、そして私ということになっています。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） それでは次に、関連はするんですけども、消防職員というか、専門だと思いますが、全員新規採用していくお考えなのか、またどこからいただくのか、中途採用するのか、そんなことのお考えについて市長にお尋ねをいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは本巢消防へ行く場合は、職員配備の一つの考え方になると思いますし、それから瑞穂市単独でやる場合には、全部新しい人ばかりになるわけですので、新人ばかりでは動きませんので、そのあたりを識者というか、管理者をどういう形をお願いをしていくかということも課題になるのではないかと、こんなふうに思いますので、現段階ではどちらで選ぶかということによって大分状況が変わりますので、ちょっと軽々には申し上げにくいかと思います。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 検討委員会ということは、実際のことですので、市長の回答は非常に難しいと思うんですが、私は新規採用が多いようにも思うんですが、そうした場合、私個人的に思いますと、岐阜市からもうだめだと言われた時点で、できるだけ早い機会に新規採用をして、そして少しずつでも、例えば聞くところによりますと、4月に川島にあります消防学校へ入って、11月ごろ一応卒業をして、12月は勤務地へ戻って、1月ごろになったらまた東京かどこか、救急救命士の資格を取るということをやっている市町村も多いようですが、それでも即災害に間に合わん点が非常にあると思いますので、15年度は無理だと思いますが、16年度から新規採用をして、1年教育を受けて、あと、たとえ少しでも考え方として、岐阜市に委託しているうちに向こうへ出しているいろいろと、1年はどっちみち両方の経費だと思いますが、少なくとも2年目ぐらいからは経費の面も助かるかと思うんですけど、市長はそういう経済的なことは観念がありますので、その辺のところの、なぜ今まで採用されなかったかとか、何か事情があるかと思いますが、お聞かせ願いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） この問題は、御指摘のとおり、私自身も非常にやきもきしていることでして、まだ20年のことだから時間があるで、そう慌てて検討せんでもいいじゃないかということで、本巢消防との統合の問題、今検討委員会で、まだこの間初めて第1回を開いていただいたということにして、逆に私どもが早く本巢消防としての受け入れ条件というものを決めてもらわないと、逆に瑞穂市としてイエスと言えるかノーと言えるかという問題の判断ができないんですね。そのあたり、急いでくれとって随分やりまして、ようやくここまで来たということで、現実の問題としては御指摘のとおり非常に私も不安に思っています。

といいますのは、大体これで18年度の採用になりますね。18年度採用で1年間、消防学校やなんかで、少なくとも実践見習いができるようになるのが19年度なんですね。だから、少なくとも本巢消防でやるとか瑞穂市単独でやるかは別にして、ここの分署だけの人員は必ず要るわけですから、それを一気にできませんので、今考えていますことは、どちらへ転んでも2年計画で充足していくよりしょうがないんじゃないだろうかと、こんなふうに見ております。そういう点から考えると、もう今年度、18年4月からの職員採用という動きにかかるタイムリミットがあります。それまでに一つの方向づけを、検討委員会の皆さん大変でございますけれども、いろいろ議論していただいて、それをまた議会で皆さんで方向づけをしていただきたいと思います。

〔14番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 広瀬捨男君。

14番（広瀬捨男君） 確かに私、先ほど言いましたように、もう市長もやきもきしておみえ

になるということですが、立場上いろいろあるんでしょうけれども、私はむしろ遅いと思います。かといって、過ぎ去ったことをとやかく言ってもいけませんので、少なくとも18年度に半分なのか、今31名のが15名なのか、本来なら去年あたりから5名ずつぐらいやっていくとか、それが一番経費的にも得したように思いますけど、市長の立場で申し込みして、単独ということもあったかと思います。私としては単独かどっちかだから、こちらである程度陣容を持って、経費は要るんですけど、2年たてば向こうへ出向とかそういうこともできるんだから、ぜひ岐阜市へ委託しているうちに少しでも思ったんですが、市長は市長の立場もあり、もう時間も済んでいますので、来年度はぜひ何名かは別として、本巢との関連があると思いますけど、例えばそれが話し中であっても、ぜひ採用の方で進んでいただきたいと思います。

それではありがとうございました。終わらせていただきます。

議長（土屋勝義君） これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（土屋勝義君） 本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後3時22分